

第十三回 参議院内閣委員会會議録第三十六号

昭和二十七年六月六日(金曜日)午前十一時五十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 中川 幸平君
鈴木 直人君
成瀬 幡治君

委員

横尾 龍君
楠見 義男君
竹下 豊次君
和田 博雄君
上原 愛一君
栗栖 越夫君
松原 一彦君
三好 始君

國務大臣

建設大臣 野田 卯一君
國務大臣 大橋 武夫君

政府委員

警察予備隊 本部次長 江口見登留君
警察予備隊 本部次長 麻生 茂君
警察予備隊 本部次長 中村 卓君
警察予備隊 本部次長 窪谷 直光君
警察予備隊 本部次長 大野木克彦君
行政管理局 行政管理局長 中川 融君
行政管理局 行政管理局長 柳下 昌男君
行政管理局 行政管理局長 高辻 正己君
行政管理局 行政管理局長 林 修三君
行政管理局 行政管理局長 見第二局長 林 修三君

海上保安庁長官 柳沢 米吉君
事務局側

常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 藤田 友作君

本日の會議に付した事件

○行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○保安庁法案(内閣提出、衆議院送付)

○海上保安局法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

行政機關職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。先刻政府から新定行政機關別増減一覽表につきまして一応御説明を聞いたのであります。なお併しその中に非常に軽重という言葉があるかどうかはわかりませんが、軽重があると思ふから、主な点について詳しく御説明を承りたいと思ひます。

○政府委員(大野木克彦君) それでは一応この表につきまして御説明を申し上げます。総府府関係では四十三人の増になつておりますが、併し経済安定本部から資源調査会に行く職員が四十人と、あと四人が安定本部から広報関係その他で総府府へ移るものでございます。ただ廃官による減が一人ございまして、四十三人になるわけでございます。それから統計委員会で統計委員会が行政管理局に統合されますので、必然委員会としては五十七

人の全員が減に相成ります。それから公正取引委員会につきましては、廃官による減が一人、それから全国選挙管理委員会が自治庁へ統合されますので、その職員四十四名が自治庁へ移ることに相成ります。それから国家公安委員会につきましては、警察関係では変更はございせんが、消防庁が消防本部になりまして、今の長官、局長というもののどれかがなくなりますので、廃官による減が一人ございまして、それから地方財政委員会が自治庁に移りますので、全員百二十七人がなくなつて移転いたします。それから外務省管理委員会はつきましては、同様の理由で定員七十四人の全員が大蔵省へ移ります。首都建設委員会も同様定員二十一人が建設省へ移ります。それから電波監理委員会につきましては、郵政省へ三千五十四人移ります。それから公益事業委員会につきましては、同様七十九人七十七人が通産省のほうへ移ります。土地調整委員会は変更はございせん。それから国家人事委員会は従来の内閣の機関でありました人事院から九百二十人が新たに入つて来ることに相成ります。それから廃官による減が四人ございまして、それから宮内庁は現在五千七百七十三人でございまして、これが先だつて御説明ございましたような調査業務の減少に伴ひまして、三千八百八十二人でやつて行くことになりました。整理人員が千九百九十一人でございまして、これが今回の整理の一つでございます。

それから次に行政管理局でございまして、先ほど申し上げましたように、統計委員会からの五十七人、それから別に経済安定本部の公益事業の監督をいたしております人員が、監察のほうへ十四人移つて行くわけであります。

経済審議庁でございますが、これは、安本が今八百一人でございますが、その中から三百七十四人が経済審議庁の固有の職員として設置されることに相成ります。で、総府府全体といたしましては、差引き五千二百三十二人の増といふことに相成ります。

それから経済調査庁から千九百九十四人移ります。それはあとで御説明申し上げます。それから廃官による減は二人といふことで、全体として千二百六十三人の増と相成ります。それから北海道的開発庁につきましては、保安関係の警務事務のために、七十五人はこれは新規の増でございます。それから自治庁は、先ほど申し上げました選挙管理委員会と地財委からの移管によりまして、合計百七十一人の増となつております。それから保安庁は、特別職の関係は別でございますが、一般職の部分といたしましては、海上保安庁から九千九百九十八人、これは海上公安局の関係、つまり従来の警備救難を監督する関係でございます。それから新たに海上安全の充実、これは先般御承認を願ひましたヘリコプターによる警備救難業務の強化に伴う増員、それが百人、それから巡視船の整備の強化に伴う増員が三百名、合計四百名、これは御承知の通りでございます。それから航路開闢関係が特別職のほうへ移りますので、その関係で千八百三十九名減になります。廃官による減は二人、それで差引きいたしまして八千五百五十七人の増といふことになります。次に

経済審議庁でございますが、これは、安本が今八百一人でございますが、その中から三百七十四人が経済審議庁の固有の職員として設置されることに相成ります。で、総府府全体といたしましては、差引き五千二百三十二人の増といふことに相成ります。

次は法務省でございますが、従来の法務府でございますが、本府におきまして七百九十九人の増に相成りますが、これは中央更生保護委員会が廃止になりまして、法務省のほうに移りますので、その関係で一千四百六十六人、それから入国管理局が内局となりまして外務省から移管されますので八百六十五人、それから今御審議中の公安調査庁のほうへ一千四百四十五人移ることになつております。それから内閣関係で法制局が内閣の機関と相成りますので、それが定員法からは抜けることになりまして、六十一人こちらのほうへ参ります。それから廃官による減が六人、以上で差引き七百九十九人増に相成ります。それから中央更生保護委員会については先ほど申し上げましたように、一千四百六十六人が現在の法務府へ移ります。それから廃官による減が六人、以上で差引き七百九十九人の増に相成ります。それから中央更生保護委員会につきましては、先ほど申し上げましたように千四百六十六人が現在の法務府へ移ります。それから司法試験管理委員会は従来の定員がございせん。それから公安審査委員会も、この案におきましても特に職員は置かないという建前に

なつております。それから外局の公安調査庁は現在の案が千四百五十五人、それから目下御審議中の案が可決になりますれば五百六十七人の新規の増となります。全体といたしましては、法務府は千三百六十五人の増、こういうこととなります。

それから外務省は入国管理庁が法務府の内局に移りますので、その関係で八百六十五人の減となります。

それから大蔵省は本庁におきまして、証券取引委員会から百十人、公認会計士管理委員会から十人、国税庁から五万二千二百人、造幣局が附属機関の造幣局に相成りますので、この外局から本庁へ移ります千八百三十二人、更に印刷局から八百二十一一人、それから外国為替管理委員会から七十四人、あとは先ほど申し上げました。それから安本の外局であります外資委員会から十五人、経済安定本部から四十八人、農官による減が九人でございます。大体差引きまして、六万二千二百二十一人の増でございます。証券取引委員会、公認会計士管理委員会は本省に移りまして減員になる。国税庁、それから造幣局、それから印刷局につきましても、先ほど申し上げました通り減員になります。全体といたしまして百二十八人の増でございます。

次に文部省でございますが、九十二人増と相成っておりますが、これは先般御可決になりました国立近代美術館の設置による増が三十三人、神戸の商船大学設置によるもの六十人、農官による減が一人でございます。それから文化財保護委員会におきましては、先般お認めになりました専門技術者の増員が五人、農官による減が一人、全体

といたしまして九十六人の増でございます。

それから厚生省におきましては、本省が引揚援護庁が内局になりましたので千七百七十九人移る。経済安定本部から十六人、石油統制の撤廃に伴う減が四人、農官による減が三人、全体として千七百八十八人の増でございます。引揚援護庁は本省へ全部移りますので、全体の差引といたしまして九人の増ということになります。

それから農林省におきましては、本省で食糧庁が内局になりますので、その人員の二万八千八百六十六人、それから林野庁がやはり内局になりますので二万二千百五十五人、経済安定本部から四十一人廻ります。石油統制の撤廃に伴いまして二十人本省で減じ、食糧庁関係で九人減つております。農官による減が六人、差引いたしまして五万二千三百七十七人本省で増に相成ります。食糧庁、林野庁につきましては、只今申し上げましたように本省に移りますのでなくなりまして、それから水産庁におきましては、石油統制の撤廃に伴う減が四人であります。四人だけの減でございます。全体といたしまして、農林省は二人の増ということに相成ります。

それから通商産業省でございますが、本省におきましては、資源庁が廃止されますので、その関係で五百十六人、それから工業技術庁が附属機関に移ります。中小企業庁から百六十六人、公益事業委員会から七百九十七人、経済安定本部から九十四人、石油統制の撤廃に伴う減員が二百人、農官による減が十五人で、差引いたしまして五千七百七十五人の増と相成ります。

す。それから資源庁、工業技術庁につきましては、只今申し上げましたような理由で減員と相成ります。それから特許庁につきましては増減がございませぬ。中小企業庁が百六十六人の全員が本省に廻りますので、全体といたしまして六百七十六人の増となります。

それから次は運輸省でございますが、本省におきまして三千八百六十六人の増と相成りますが、これは海上保安庁から二千九百四十八人、これは水路、燈台、船舶検査等の関係で運輸省に残る分でございます。それから航空庁が内局になりますので千二百九十九人、それから航空法関係、これはまだ御審議中でございますが、先般来問題になつておる三十六人でございます。それから船舶の動靜調査が六人、これは新規でございます。経済安定本部から二十三人、神戸商船大学が設置されますので、そのうちのほうに移りますものが十二人、これは審議中とありますが、御決定になつておるようであります。それから石油統制撤廃に伴う減員が四百人、農官による減が四人、合計いたしまして三千八百六十六人本省の増でございます。

また、船員労働委員会、捕獲審判再審査委員の増減はございませぬ。海上保安庁につきましては一万三千七十七人の減と相成りますが、このうち先ほど申し上げましたように、九千九百九十八人は保安庁のほうに移ります。本省へ二千九百四十八人、先ほど申し上げました通りであります。海難審判庁のほうに来るものが六十一人、これは減でございます。それから海難審判庁のほうは保安庁のほうから六十一人を受入れまして、外局の航空庁が内局になりますので、本省へ移りますので、全体といたしまして

運輸省といたしましては一万三千四百十九人の減となります。それから郵政省につきましては、三千六百四十四人の増加となりますが、これは電波監理委員会が内局となりますので三千五百四十四人そのまゝ増となります。経済安定本部から二人、電気通信省から無電の監督の関係で十人、農官による減が二人、合計いたしまして三千六百四十四人の増でございます。

それから電気通信省は十五万四千八百八人でございますが、これだけが減と相成ります。そのうち只今申し上げましたように郵政省のほうへ十人、あと公共企業体等へ十五万四千八百八人が移ることに相成ります。

それから労働省につきましては、経済安定本部から六人廻つて参ります。そのほか中央労働委員会、公共企業体仲裁委員会については変りございません。公共企業体中央調停委員会、農官による減が一人、それから公共企業体地方調停委員会については変りございません。全体としては五人の増でございます。

それから建設省におきましては、本省で六百五十三人の増でございます。これは先ほど北海道開発庁で申し上げましたのと同じように、保安関係の管轄のための増員が六百二十五人、経済安定本部から廻つて来るものが十三人、それから先ほど申し上げました首都建設委員会が建設省の外局となります関係で二十一人総理府から参ります。石油統制廃止の減が五人、農官による減が一人、合計六百五十三人の増でございます。

それから経済安定本部につきましては、現在八百一人でございますが、先

ほど申し上げました経済審議庁のほうに三百七十四人、それから各省にばらばらに申上げましたが、それらを合計いたしまして、各省に分散いたしますものが三百一名、それから整理いたしますのが百二十六人でございます。それから経済調査庁につきましては、只今千九百四十一人でございますが、行政管理局の監察部のほうに千九百九十四人引越がございまして、七百四十七人が整理と相成ります。外資委員会は先ほど申し上げましたように大蔵省の本省に十五人移ります。これで経済安定本部としては全部の人員が移されることとなります。全体といたしまして十五万三千百五十九人の減、大部分は電気通信省の公共企業体の移行に伴うものであります。

大体各省につきましての今回の定員の増減の状況は以上の通りでございます。

なお只今申し上げましたことをまとめまして、一、此次の資料の第二に増減を書いておりますが、増のほうといたしましては、これを書きました頃は御審議中だつたのでございまして、このうち決定になりましたのが国立近代美術館関係、文化財の専門技術者の関係、神戸商船大学の関係でございますが、まださまつておりませんのが公安調査庁関係と航空法関係でございますが、これを一応見通しますと七百一人の増になります。それから先ほど申し上げました神戸商船大学のほうは海技専門学校が十二人減じますので、差引といたしましては六百八十九人の増ということになります。

それから全く新しいものとしたしましては、予備隊の管轄関係先ほど申

上げました建設省と、それから北海道
開発庁の管轄関係でございます。それ
から海上安全の充実四百人、船舶の動
静調査、これが合計千四百六十人、これが
新規の増であります。それから農林省等
に併ずるものは合計六十人、調査庁の減
員整理が千九百九十一人、経済調査庁
の減員が七百四十七人、経済安定本部
百二十六人、石油統制の関係の減が六
百四十二人、合計三千五百六十六人の
減ということに相成ります。

それから振替関係でございますが、
国家人事委員会関係で九百二十人で、
それから電気通信の監督で十人増えて
九百三十人の形式的には増と相成つて
おります。減員といたしましては、海
上保安庁関係で千八百三十九人の減と
なります。法制局へ移りますのが六十
一人、電気通信省関係で十五万四千八
人、それから監督のほうの十人が減と
なりまして、全体といたしまして、只
今申上げましたように減員が十五万三
千五百五十九人ということに相成りま
す。

なおその次の紙の廢官による減の六
十人の内訳、それから石油統制の廢止
に伴う各省の減員、それから経済安定
本部の廢止に伴う各省への定員の移
官、それから整理の人員等が第三表に
載っております。大体以上でございます。

○委員長(河井彌八郎) 只今の御説明
につきまして御質疑がありますればお
願ひいたします。

○補見義男君 これは大体実体法によ
つて増減のあつた、又これからあるも
のについての集積のようなものですか
ら、結論的に言へば一応他の法律を済
ましてから、更にもう一度振返つてこ

の法案はやる必要があると思ひます
が、その前にちよつとお伺ひして置き
たいのは、先ず第一に衆議院で今農
林省設置法ですか、あれについて特別
に官ができたらしいんですが、その関係
によつてこの定員法を変えなければな
らん、これは農林省設置法だけであら
う、ほかの関係で若し修正したもの
があるとすれば、それに関係した増員、
減員というものは何名になりますか。

○政府委員(大野木克彦君) 只今承知
いたしておりますのは、農林省の関係
が結局五人増になるわけでありまして、
それは別に定員法の改正が規定いたさ
れておりませんので、結局農林省の現
在の定員の中でそれだけの職を置かれ
るという意味だろつと思ひます。

○補見義男君 そうすると、その点は
結局官名増とかいうのではなしに、職
名でどういふものが殖えたから現在の
人間が補職されると、こう理解すれば
よろしいわけですか。

○政府委員(大野木克彦君) 只今の
ころ私はそういうふうに解釈してあり
ます。

○補見義男君 なお検討して頂きたい
と思ひます。

それから次に目下国会で審議中の法
案による定員増、合計六百八十九名とい
う提案の説明がありました、それから
只今大野木さんから説明を伺つたところ
で、文部省関係のもの、それから公安調
査庁関係のもの、これを合計差引きい
たしますと、ここに書いてあるように
六百八十九名の実質増になります、
これ以外に目下国会で審議中のものでは
定員の増減に影響のあるようなものが
ありませんか。全然ないかどうか。

○政府委員(大野木克彦君) 目下のと
ころ變つておるものはないと存じます
が、最近南方連絡事務局の關係の法案
が提出される予定でございます、そ
れに二十一人でございますかの新規増
がございます。

○補見義男君 それは議員立法です
か。

○政府委員(大野木克彦君) それは政
府提案でございます。

○補見義男君 そうしますと、私も
のほうの委員会でも、それから又専門
員のかたへも十分注意をしておい
て頂きますけれども、行政管理局でも
注意をしておいて頂いて、何かあつた場
合には又各委員会の専門員のかたへ
のほうへ御連絡をして頂くように、あ
との整理のときに間違ひがあるといけ
ませんから、お願いいたして置きます。

○政府委員(大野木克彦君) その点は
先だつて三好さんからもお話がありま
したので、よく注意いたします。

○補見義男君 もう一つ、ほかの法律
の附則でいろいろ直しておつて、一つ
の法案としての国会審議中のものでは
なしに、議員立法とか、或いは議員修正
とか、そういうようなもので衆議院で
他の法律の附則その他で修正しておる
ようなものがありますようにか。

○政府委員(大野木克彦君) 現在の
ところはなかつております。

○補見義男君 それからこれは内容の
点なんです、提案理由の中に実質的
な増として保安庁の管轄関係で北海道
開発庁に七十五人、建設省に六百二十
五人、合計七百人の実質増員というも
のになつておるんですが、これは或い
は私のほうの理解が間違つておるかも
わかりませんが、この前警察予備隊令

を改正したときに、警察予備隊建設部
員というので八百人か何かを殖やし
た、これは七月一日からそれの建
設省とか、北海道開発庁に移るのであ
る、残りのものだけが警察予備隊のほ
うに残る、こういうふうな説明があつ
て実質的な増員にはならないと思ひま
すが、この点はどうなんですか。

○政府委員(大野木克彦君) 只今お話
の通りに、ここにありますのは警察予
備隊の改正による増員となつておりま
して、ただこれを書きましたときには
まだはつきりしてありませんので、実
質的な増といふことを入れておいたわ
けでございます。

○成瀬權治君 この前の定員法の改正
のときに、臨時職員というふうなもの
が非常に多いといふことが問題になり
まして、それについてたしか委員長報
告にも、この常勤的非常勤職員の取扱
いといふことが非常に私は問題になつ
ておると思つたのです。それで恩給の問
題であるとか、昇給の問題であるとか
いふふうな取扱いに對して、その後どう
いうふうに取扱つておられますか、一
応お聞きしたい。

○政府委員(大野木克彦君) 臨時職員
の問題は、実はその後研究はいたして
おるのでございますが、このたびの定
員法では、まだその措置が成案を得る
までに至つておりませんので出ており
ません。ただ目下各省等に實際を聞合
せなどいたしまして調査をいたしてお
りますから、御了承願ひいたします。

○成瀬權治君 私それは大変遺憾なこ
とであつて、實際常勤的非常勤の諸君
の身になつて見れば、昇給であるとか、
いろいろな点において離子扱いにな
つておるわけです。ですから私はこ

れはいつまでも捨てて置かれては大変
な問題だと思ひますから、やはり委員
長報告のときに強い要望をされたよう
な線に沿つて、私もこれは一つ早急
な實現を要望いたしまして、あなたの
ほうも相当忙しかつたといふことは私
もわかりますけれども、やはりやられ
ておるほうの本人にとつては非常に生
活の重大問題だと思ひますから、これ
はお願ひしまして、この問題について
は以後どういふことは、これく
らいで打ち切りたいと思ひます。次に今
度整理される人たちがあつたわけだ
が、例えば特別調査庁の職員などにつ
いて、これをどういふこととするといふ
ような就職の問題、例えば職場を振替
て行くといふようなことについては、相
当増のところがあつたわけですが、そ
ういふふうなものについて何か考へてお
られますか。

○國務大臣(野田卯一君) その点につ
きましては、先般政府内部におきまし
ても閣議決定をいたしまして、できる
だけ片方で整理をされた人を片方に増
員をするような場合、成るべくその人
をとるようにしてその配置転換を圖つ
て行きたい、こういうふうな考へてお
るのであります。

○成瀬權治君 もう少し具体的に、例
えは特別調査庁で首切られる職員が千
九百九十一人もあるわけですが、これ
についてもう少し具体的に閣議で何か
問題になつて、こんなところの差向
けたら大体いいのじやないかというや
うなことを、閣議でなければ、若し事務
的に何かとなつておるといふやうな
ことがあれば、もう少し具体的にお聞
かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(野田卯一君) 数字は勿論閣議で問題にいたしましたけれども、閣議ではもう少し詳しくこの人間をどういうふうにするかというところは適当にやりかねるわけでございますから、原則をきめまして、その方針に従つて各省でそれと連絡をとつて措置する、こういう方針を決定したのでございませう。なお多数の人員の整理をなさねばならぬという場合におきましては、人員の整理対策本部というものを作ります、この仕事を力強くやつて行きたい、こういうふうなことを考へております。

○成瀬輔治君 人員整理対策本部ですか。

○国務大臣(野田卯一君) 名前はその式の名前なんです。

○成瀬輔治君 これは名称はさておいて、今度作るというふうなことは一応決定されておるわけですか。

○国務大臣(野田卯一君) それは閣議決定ではございせんが、各省の考え方といたしましては、例えば経済調査庁というものがなくなりまして、相当大幅な人員の整理がありますので、そういうところでは今度の整理によつて職を退くという人の世話とか、或いは配置転換、そういうことをやるために、経済調査庁の中にそういう世話をする本部みたいなものを作つてやるといふ手はずなのであります。

○成瀬輔治君 これは各省に持たれるわけなんです。そうすると、あなたのはその建設省関係では殖えんと思ひますが、その受入れのはうはどうですか。

○国務大臣(野田卯一君) 私のほうは大体におきまして、殖えんほうには大体特別調査庁の整理によつて減らされる人々を持つて行くようにしたいと考へております。

○成瀬輔治君 それからこの退職金の八割増のお話なんです、これは十二月末までに希望退職したものについて八割増にしまして、それからあと三月末まで云々ということになっておりますが、十二月以降のものについてこれは全然出さないわけですか。

○国務大臣(野田卯一君) それは一般行政整理のときの標準で行くということになります。

○成瀬輔治君 そうすると何ですか、ここには、行政機構改革に関する提案の説明という中にはそういうことは書いてないわけですが、十二月までを八割、一月から三月までにやめたものに対しては四割支給するということになるわけですか。

○国務大臣(野田卯一君) 四割ということはありません。例えば我が普通やめるときと、それから行政整理でやめるときと、それから今度のような特別退職する場合と、三つの場合が考えられるわけでありまして、この中で一番よかつたのは八割増、それから行政整理、それから普通に通じるところの場合でありまして、来年の一月乃至三月になりますと、これは真ん中の行政整理でやめるときの場合に該当するわけですから、特殊待遇はしませんけれども、行政整理でやめる場合の待遇、こういうことになるわけですか。

○成瀬輔治君 そうすると、こういうことなんです。Aで整理になつて、例えば特別調査庁なら特別調査庁から、或いは経済調査庁なら経済調査庁から他の官庁に移る人に対しては、退職金は全然出さないのですか。

○国務大臣(野田卯一君) 私の手許にありません。資料によりますと、普通の任意退職する場合に、勤務一年につきまして十六日の計算で退職手当を出されるわけでありまして、それから強制退職の場合には二十五日、一般行政整理の場合には三十日というようになっております。それで今の場合におきまして、十二月三十一日までにやめる場合には、一般行政整理の三十日の八割増、こういうことになるのであります。

○成瀬輔治君 それに対する予算措置はどうなものでありますか。

○国務大臣(野田卯一君) 予算措置はこの前の十万人という整理のときのいろいろと資金の余つておるもの等がございまして、大体措置できるはずであります。若し措置できせんでしたら、予備金その他でやつて行けるだらうと思ひます。

○成瀬輔治君 ちよつと速記やめて……

○委員長(河井彌八君) 速記をやめて……

○委員長(河井彌八君) 速記をやめて……

○委員長(河井彌八君) 速記をやめて……

○委員長(河井彌八君) 速記をやめて……

○委員長(河井彌八君) 速記をやめて……

○委員長(河井彌八君) 速記をやめて……

○委員長(河井彌八君) 速記をやめて……

一時まで休憩いたします。
午前十一時四十四分休憩

午後一時四十一分開会
○委員長(河井彌八君) 休憩前に引続いて内閣委員会を開会いたします。

保安庁法案、海上公安局法案、この両案を議題といたします。質疑の御通告がござりまするから、御発言を請ひます。

○三好始君 保安庁法案は極めて重大なる内容を含んでおる法律案でありますので、この審議に当りまして、私は特に首相、木村法務総裁、外務大臣を含めて、大橋国務大臣以外の各大臣から閣僚部分についてお答えを頂きたい問題があるのではありませんか、本日は大橋国務大臣だけしかおいて頂いておりませんので、非常にその点残念に思ひます。次第であります、これからお聞きいたします問題は、予備隊及び保安庁法に規定されておる保安隊、警備隊の基本的な性格或いはその行動の基準に關係する問題でありますので、たとえ法律關係に亘ります問題にしましても、大橋国務大臣は予備隊の主管大臣或いは保安庁法案提出を担当された大臣としての責任と信念の範囲内においてお答えを頂きたいと思ひます。

別には法律専門家でもありませんし、農政専門の私のお尋ねすることでありまして、国務大臣として、或いは前法務総裁として十分御答弁できるものと想像いたしますので、法律又は條約事項についても一応お尋ねをいたしたいと思ひます。警察予備隊或いはそれに続く保安隊、警備隊の問題は、法律的にも政治的にも極めて重要な意味を持つておると思ひます。

ありますが、特にこれらが憲法第九條に違反するものであるかどうか、こういう点については、国民の間に、殊に學界その他知識人の間に相當の議論が多いたつたに、内閣委員会といたしまして十分に検討しなければいけないと思ひます。政府は勿論合憲性を信じておられます、こういう法律案を提出されたものと思ひますのであります。違憲論はすでに圧倒的な多数の比率を示しつつあるものと考へられますのであります、多くの人は、政府が條理を無視し、憲法を無視して、これを強行しておるといふような感じを持つておられます。私も実はそういうふうな根拠は、これから質疑を通じて明らかにして参りたいと思つております。ただ私は政府に一言いたしておかなければならぬと思ひますのは、国民の間には最近強いつつある政治不信の風潮と、法秩序混乱の傾向であります。そのよつて来るところは、必ずしも單純ではございませんけれども、政府のみならず国家の最高法規たる憲法を曲げて憚らないばかりでなく、與黨の数の力で條理を無視した政治が行われつつあるのではないかと、こういう一般論的な認識が相當大きな原因をなしておることは否定できないと思ひますのであります。そこで予備隊がまさに設けられようとする、保安隊、警備隊等に関しまして、政府は單に一方的に合憲性を信じ、且つ主張するだけでなくして、国民の間にあるところの違憲の疑いに対して十分納得の行く説明をする義務があると信ずるのであります。多数の國民を納得させることができないで、國民的な意見の対立がいつまで

ありますが、特にこれらが憲法第九條に違反するものであるかどうか、こういう点については、国民の間に、殊に學界その他知識人の間に相當の議論が多いたつたに、内閣委員会といたしまして十分に検討しなければいけないと思ひます。政府は勿論合憲性を信じておられます、こういう法律案を提出されたものと思ひますのであります。違憲論はすでに圧倒的な多数の比率を示しつつあるものと考へられますのであります、多くの人は、政府が條理を無視し、憲法を無視して、これを強行しておるといふような感じを持つておられます。私も実はそういうふうな根拠は、これから質疑を通じて明らかにして参りたいと思つております。ただ私は政府に一言いたしておかなければならぬと思ひますのは、国民の間には最近強いつつある政治不信の風潮と、法秩序混乱の傾向であります。そのよつて来るところは、必ずしも單純ではございませんけれども、政府のみならず国家の最高法規たる憲法を曲げて憚らないばかりでなく、與黨の数の力で條理を無視した政治が行われつつあるのではないかと、こういう一般論的な認識が相當大きな原因をなしておることは否定できないと思ひますのであります。そこで予備隊がまさに設けられようとする、保安隊、警備隊等に関しまして、政府は單に一方的に合憲性を信じ、且つ主張するだけでなくして、国民の間にあるところの違憲の疑いに対して十分納得の行く説明をする義務があると信ずるのであります。多数の國民を納得させることができないで、國民的な意見の対立がいつまで

と抵触するような問題が考えられるのでありますが、この点についての見解を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 日本が集團安全保障に對して平和條約第五條の(a)項第三号によつてとる行動が予想されてゐる。而してこの行動を日本政府がとる場合においては、人的物的の手段が必要となる。この手段は全体としての集團安全保障の中核をなすところの戦力に直接間接の役立をしてゐるから、従つてそれは一つの全体としての戦力の一部分と観念すべきではなからうかという趣旨の御質問かと存じます。抽象的にはそうした場合に我が國として戦力を持つて、そして戦力によつて協力をするとすることも考え得るのでございしますが、併し現憲法下におきましては、我が國の憲法上戦力の所持といふことは禁ぜられておりますから、我が國自身が戦力を持つて、かような集團安全保障に協力をするということはあり得ないこととございします。然らばどういふ程度の協力が許されるかといふことになりまして、憲法上は戦力を使つてということではなく、戦力以外の手段を持つて協力すると、こゝういふ以外にはあり得ないわけでありまして、又現実に政府といたしましては、この條項についてはさういふ戦力以外の手段を以てのみ協力するのであつて、少くとも現憲法下においてはさう解釈すべきものと考へております。

○三好始君 政府の特殊な戦力に対する定義の問題は後ほど詳細に触れる予定になつておりますので、ここではそれに触れませんが、ただ只今の問題で、戦力としての集團安全保障機構の一部

分を日本が構成してゐる場合に、それは憲法第九條第二項に抵触しないか、こゝういふ問題でありますか、これは抵触しないという御見解でありますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 集團安全保障は戦力が中核となる場合がある、こゝう私は考へております。さうしてその場合に集團安全保障の中核たる戦力そのものに貢獻するといふことは我が國の立場上不可能でございします。で、その他の面において協力をする、これは憲法上戦力を我が國が持つたことになるといふ解釈にはならない。従つて憲法違反にはならない、こゝうお答えいたしましたつもりであります。

○三好始君 只今の問題、非常におかしう聞えるのであります。日本が人力、経済力を通じて協力することも集團安全保障機構の戦力に當然になると考へ得られるのであります。それが全然戦力に貢獻しないといふ考へ方は非常におかしい考へ方のように思ふのですが、政府は人力や経済力を、例えば朝鮮で行動してゐる國連軍に提供しても、それは國連軍の戦力には全然無關係だとおしやるのですか。

○國務大臣(大橋武夫君) そうではな、政府の憲法第九條の第二項或いは第一項の解釈をいたしまして、特に第二項の解釈をいたしまして戦力は保持しないといふのは、日本政府の機構として、日本政府の組織の一部として戦力を目指すとした組織を持つことは、こゝういふ意味でございまして、日本政府が他の國の戦力の機構に對して戦力以外の手段を以て協力するといふことは、この憲法第九條第二項の問題ではない、こゝういふふうに考へてゐるわけでございます。

○三好始君 こゝなつて参りますと、やはり憲法第九條第二項の解釈そのものの問題になつて参りますので、後ほど詳細に触れることにいたします。次の問題に入ります。國連憲章第五十一條は、武力攻撃が発生した場合において、こゝういふ形で表現してありますから、これに對する自衛権の発動は行動的なものを予想していると認めるを得ないのであります。発生した場合においてといふことでありますから、さういふふうに考へられるのであります。従つてこの場合には完全なる、又は宣戰布告のない事実上の戦争状態の発生が考えられるのであります。日本がこゝういふ戦争状態に入ることが認められるといふことは、憲法第九條第二項後段の「國の交戦権は、これを認めない。」こゝういふ規定と矛盾するとは考へてゐるのですが、先ほど大橋國務大臣はこの点について違つたお考えを持つておられるようでありました。そこでもう一度念を押しておきたいのであります。宣戰布告がなくても外國から侵入して來た軍隊に對して、これと日本の例えは警察予備隊とが交戦をする、こゝういふ場合には宣戰布告がなくても國際法上の部分的な適用のある交戦状態が成立するかどうか、これを念のためお尋ねしておきたいのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 戦争につきましては、憲法第九條において「國の交戦権は、これを認めない。」といふこととに相成つておられますから、國際法上國家が交戦國として認められる權利を我が國としてはみずから否認をしてゐる。従つて我が國はたとえ外國から戦争を仕向けられましても、これに對する

加害手段として戦争を……、國際法上認められた諸權利を主張することはしない、こゝういふわけでございます。から、この場合に我が國は戦争をするといふことはないわけでございます。その場合に我が國の取る行動は單に國內治安の維持のために必要な行動をその限度においてとるだけでございまして、これは戦争といふべき状態ではないかといふのが政府の考へ方でございます。

○國務大臣(大橋武夫君) 如何なるものが侵略であるかといふことは、お説の通り現実にいろいろ判斷が困難であり、これは最も大きな政治問題でございします。で、關係國の政治的な國際政治上の立場によつて相矛盾したような主張が行われるのが実情でございますが、今日世界の各國といふものは、戦争の防止といふことにつきましては、いろいろ國際的な約束をいたしております。特に國際連合憲章におきましては、戦争といふものによつて國際紛争を處理するといふようなことは各國ともこれを避ける、平和的な處理によつてやつて行くといふことを原則にいたしておるのでございまして、こゝういふ戦争制限の國際條約のごときは、一つの正當なる戦争なりや否や、或いは侵略戦争なりやといふことを判斷する場合の有力な基準となるものと思ふのでございします。従いましてさうした場合におきまして、おのずからこれらの國際的な條約或いは國際觀念、こゝうしたものから侵略であるか、正當な戦争であるかといふことがきめられることと存じます。無論そのきまつたものを特定の國がその通り認めるかどうか、これは實際の問題であります。併し觀念的には十分に確認できるものと考へております。

○三好始君 抽象的な問題ですから余り立入つたお尋ねはいたさないことに

参ります。戦争がこゝういふ意味では國際紛争の強制的な處理手段であるといふことも言えるわけでありまして、こゝに言う直接侵略といふのは、一般的には日本が國際紛争の強制的處理を受ける場合と判斷されるのであります。如何でしようか。

いたしまして、安全保障條約前文に表現されておる「漸増的に自ら責任を負う」という意味は、端的に申しますと、日本再軍備を意味する、こういうふうな了解にすぎないものと見做す。この点は先般予備隊令の一部改正法律案審議の際に、私は同様なお尋ねをいたしました際に、すでに大橋國務大臣は、實質的に日本の再軍備を意味するといふようなお答えがあつたと思つておりますが、そういうふうな了解して差支えありませんか。

○國務大臣(大橋武夫君) 直接及び間接の侵略に対する防衛のために「漸増的に自ら責任を負う」という言葉は、これは米國が日本に對して安全保障條約の締結において、將來日本國みずからの責任において、みずから對する侵略の防衛に對処するといふことを期待しておるといふ旨を表明したわけでございます。これを以て我が國に對して再軍備の義務を負わせるという形でないことはそのとき申上げた通りでございます。併しながら防衛に對して独力で對処するといふことになりますと、今日の實情はおのずからその手段をいたしましては、或る程度のものを考えなければならぬと思つております。併しこれは飽くまでも條約上におきましては、米國としての一方的な期待を示しておるのであります。これに對應する日本側の義務といふものは、即ち再軍備の義務といふものをこれによつて規定をいたしましたものとは考えられませんが、又事實そういうふうな考えは持つておりません。

○三好始君 印刷して差上げてあります問題の第三点をすでにお答え頂きましたが、この問題について私はこうい

う感じを持つておるのでありますが、つまり政府は安全保障條約前文に示されたアメリカの期待に對して、これを實現して行く條約上の義務を負つておるかどうかという問題についてであります。私は二つの前提を考へて、こゝういふふうに思つておるのであります。二つの前提と申しますのは、先ず前文も本文も共に條約であつて、條約、つまり國際合意である。それからもう一つの前提は、國內法は一つの意思の表現でありましても、條約といふものは二つ以上の國家意思が合意されたものが條約であつて、法的性質の相違がこゝういふところから考へることができま。まあこの前提の上に立つて考へますといふと、國內法でありましても、期待するといふような實質的な權利義務を伴はない、せいゝゝ道徳的な義務を生ずるに過ぎないような規定は殆んど無意味でありますから、設けられることはないのであります。條約の場合には必ずしもその間の關係は國內法と同じではないと思つてあります。即ちアメリカの期待は全く一方的な宣言ではなくして、條約としての國際合意である以上は、そこに表現された字句は日本もその合意の形成者として参加しておるものであります。だからこの場合における日本の條約上の義務といふものは、表現が期待するといふ表現だから全然問題にならぬのだ、こゝういふふうに片附けてしまふわけにも行かないものがあると思つてあります。が、重ねて見解を伺いたないのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 條約上の權利義務といふものは、明らかに條約上權利或いは義務として規定されたものだけだ。條約上の權利義務である、こゝう考へておるわけでありまして、御指摘になりました点は、一つの期待として表現せられておるもので、それ以上の意味を持つものとは考へておりません。

○三好始君 今の点重ねてお聞きしたいのでありますが、三月十日の予算委員會で、木村法務總長がこゝういふことを述べられております。自衛力漸増はアメリカの期待であつて、日本は義務付けはされてない。ただ期待に即する努力すべきであると思つ、こゝういふふうな言われております。ところが先ほど私が申しました條約が國際合意であるといふ点から申しまして、單獨の意思表示としての期待とは違つて思ふのであります。文字には現れておりませんが、條約としての性質上論理的にはアメリカは期待し、日本はその期待を了承する、こゝういふ意味が、含まれておるのではないかと考へてあります。従つて單に道義的な問題といふ以上、そこに法的な意味を考へることが出来るのではないかと考へ、こゝういふふうに思つてあります。が、如何でしょうか。

○國務大臣(大橋武夫君) この期待といふものは、これは期待それ自体として條約が表現されておるものではないのでございまして、この前文の關係條項を前から申しますと、アメリカ合衆國は、平和と安全のために、現在、若干の自衛軍隊を日本國內及びその附近に維持する意思がある。日本に駐留せしめる意思がある。但し日本が「漸増的に自ら防衛の責任を負ふことを期待する。」こゝうなつておりますので、アメリカの駐留といふことは、これはそ

れだけ一方的にやるといふわけではないので、こゝういふ期待の下に駐留を認める、こゝういふ書き方になつております。従つてこの場合の表現として、これが日本政府に對する暗黙の義務を押し付けておるといふふうに理解することは、この字句に對して必要以上の意味を附加することになるものと思ひます。

○三好始君 私はこの條約が日本に義務を課しておるといふふうに理解しておるではありません。期待するといふ表現が國際合意としての條約に使われておる言葉である以上は、日本はその期待を了承するといふ法的な意味を考へられないだろうか、こゝういふことを言つておるといふ強ひ意味で言つたのではないのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) アメリカ側がこゝういふ期待を持つておるといふことを日本は認識しておるといふことは、これはこの條約が双方によつて調印されておりますからして、これは當然その通りであると存じます。

○三好始君 それでは直接及び間接の侵略といふ表現が使われておる、間接の侵略といふのはどういふ場合を指すかといふ問題であります。これは端的に申上げますと、主として外國の思想に基く内亂を意味する、こゝういふふうな受取れるのであります。が、如何ですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 私もこの解釈をいたしましては、安全保障條約第一條に「一又は二以上の外部の國によつて日本國における大規模の内亂及び騒ぎ」といふ表現がございまして、

これが丁度間接侵略に該当する觀念であると心得ております。

○三好始君 外國の國家機關としての軍隊ではなくして、形式的には私人としての外國人が、日本を内亂に指導的に、或いは主体的な役割を果すような場合が起つたといひます。こゝういふと、その外國人が國籍を持つておる國家と日本との關係はどういふことになりますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 御質問の要旨は、例へば或る國籍の人がその國の政府と關係なしに日本において内亂を指導した、その場合においてその人とその國籍を持つておる國とはどういふ關係になるかと、こゝういふ考へ方でありましようか。

○三好始君 第三國人、第三國人といふ表現はおかしいのですが、或る國籍を持つた外國人が日本の國內にあつて、或いはその國のうちから内亂を指導する、或いは内亂に對して主体的な役割を果す、こゝういふ場合が起つた場合です、その國と日本の國との關係は全然問題にならないかと考へております。

○國務大臣(大橋武夫君) その場合におきましても、内亂は飽くまでも内亂でございまして、これが直ちに我が國とその國との國際的な正常關係を變更するといふことではないと思ひます。併し現実にさういふ事實があり、こゝうして外國政府がそのことについて責任を負ふべきものであるといふことが明らかになりました場合において、當然我が國としては相手國に對して、外交上の手段をとると思ひます。その外交上の手段をとつた結果、その國と我が國の關係がどうなるかとい

う問題は、これは一応又切り離された問題だと、こういうふうには理解いたします。従つて御指摘の場合においては、飽くまでもそれは我が国の国内問題である、国外に關係のある国内問題であつて、そのこと自体我が国とその国との國際關係に直ちにそれが一つの変化を及ぼす、そういう事態にはならないと思ひます。

○三好始君 それでは次の問題に移りますが、政府は安全保障條約に示されておる自衛力の漸増を実現することによつて駐留軍の撤退を希望しておるか、どうか、こういう問題についてお聞きしたいのであります。先ずアメリカ側から、先般増員されることに決定した以上に更に日本の自衛力増強の要請がなされておるようなことが伝えられておるのでありますが、その真偽がどうであるかという問題、若しこれが事実とするといふと、その状況がどういふことになつておるか、こういうことをお伺ひしたいのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) アメリカにいたしましては安全保障條約に基きまして、我が国に軍隊を駐留せしめることになつておるのでございますが、この安全保障條約それ自体が、先ほどから問題になつておるうちに、自國の防衛のために日本が漸増的にみずからの責任を負ふといふことについてのアメリカの期待に基いておるわけでございます。速かに日本がその期待に副うような状況を実現するといふことを希望はいたしておるわけでございます。この点は、日米安全保障條約それ自体が暫定的措置であるといふ

ことを初めから明らかにしてありまする点から見まして、当然そう考えられるわけでございますが、それにつきましてはアメリカ側が希望として、そういう希望が成るべく早く、日本が現在以上の増強を行うことを望んでおるといふ、そういうふうな希望があるのではなからうかと、こういうふうに私は考へております。併し米國政府がその希望を正式に日本政府に対して通告をしておるといふことについては、私は承知いたしておりません。

○三好始君 只今の御答弁は、アメリカ側の意向を御想像されての御答弁であつたのであります。日本が自衛力として自衛力漸増に対してどういふ考へを持っておられますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 日本政府といたしましては、今年度の予算を御審議頂きます際に、予算委員会においてもしばしば申し上げた通り、できるだけ速かに日本みずからの手によつて自國の防衛を図るようになつてほしい、それがためにはできるだけ予備隊等の増強によつてその状況を作り上げた、こう考へておるのであります。但しこの点につきましては国内の治安並びに財政事情、こうしたいろいろな要素がございしますもので、できるだけ国内治安の必要といふものの範圍で財政の許す限度においてそういう運びをつけたい、こういう程度に考へておるわけでございます。

以上は、やはりおつてもらわなければいけないと思つておられますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 政府はこの自衛力の問題につきましては、現憲法下において軍備といふものは許されませんし、又政府としても直ちに再軍備をするといふ考へを今持つておるわけではございません。従ひまして自衛力の漸増といふことは警察予備隊なり或いは海上警備隊、こうした国内治安機關の増強によつてできるだけやつて行きたい、又その程度にとどめたい、こう思つておるわけでございます。

○三好始君 従つてこの国内の治安機關の増強といふことは、国内治安の事情といふものに即してこれを行なつて行くべきものであり、又これを實施するに際しましては、我が國の国内財政事情といふものを顧慮してきめて行かなければならぬ、こういうふうな考へておられますので、できるだけ早くアメリカの駐留軍に撤退してもらへる程度まで増強したいといふほどの考へは持つておられません。

○三好始君 そういたしますと、政府が現在考へておられるのは、国内治安の問題だけであつて、外敵に対する考慮はすべて駐留軍に委ねておる、従つて國際不安が去らない以上は永久に駐留軍の駐留を希望しておる、こう考へてよろしいと思ひますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 安全保障條約それ自体が永久的なものでなく、暫定的なものになつておるわけでございます。永久に駐留してもらつて欲しいと思つておるわけではございません。併しこれを完全に撤退してもらつて、結局日本自身が個別別的に日本区域の國際の平和及び安全を維持する能力を持つるか、或いはこれに代

るべき集團的安全保障措置といふものが何らかの方法でできなければならぬわけでございます。そういう時期まではアメリカ合衆國の軍隊の力によつて安全を保障する以外にない、こういう結果になるわけでございます。併しながら政府としては、その範圍におきましても国内治安に必要なだけの警備力の充實、増強、これだけはどこまでもやつて行きたい、こう思つております。

維持する能力を持つるか、或いはこれに代

○三好始君 安全保障條約が暫定的なものであるといふ意味は、日本の軍備ができるまでの間といふ暫定的であるのか、或いは世界が平和になつて軍備を持たなくてもいいやうな時代が来るかもわからないといふ意味の暫定的なもので、どちらですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 安全保障條約が暫定的であるといふ意味は、日本区域における國際の平和と安全の維持のために十分な定をなす國際連合の措置、或いはこれに代る日本國自身、或いは第三國といふものも考えられましようが、そうした個別的若しくは集團的安全保障措置が効力を生じたとき日本國及びアメリカ合衆國の政府が認め、これが安全保障條約第四條の規定でございます。従ひましてこれには日本自身の再軍備といふことは條件にはなつておりません。

○三好始君 個別的な安全保障の能力ができるといふことは、結局は再軍備であるといふことにならざるを得ないと思ふのです。非常に軍備といふ言葉をお使いになるのをきらつておられるやうでありまして、問題がなか／＼はつきりしない点があるのであります。

が、大體政府のお考えはわかりましたから次の問題に入ります。これは予備隊の増強の際にお聞きした問題であります。保安庁法の形で新たな機構として出て参りましたからもう一度お伺ひしたい点なんです。安全保障條約の前文と今回の保安庁法案提出事情との間にどういふ關係が考えられるか。この点を尋ねたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 安全保障條約の前文と保安庁法といふものは必ずしも關係があるものではないと思つております。この保安庁法は、現在の警察予備隊並びに海上警備隊を管理いたします新らしい行政機構を作りたいといふ全然内政上の行政機構改革の必要に基いてできた法規でございます。國際條約と關係のあるものとは考へておりません。

○三好始君 私が認識不足なのか、非常に違つたお答えをされておるのであります。私は安全保障條約と日本の自衛力増強とが無關係だといふやうなことを説明せられるのは、非常に何かがないのとお答えのように思つて仕方がないのであります。そういう点をもつと率直にお答えになつてもいい問題じゃないかと思ひます。安全保障條約でアメリカと日本の自衛力の漸増を期待するといふふうに言つておる、さつき私が申しましたように、又大橋國務大臣が承されましたように、その期待を了承するといふ意味がやはり考えられる以上は、自衛力漸増の一環として出されたと思へられる今回の保安庁法案の提出は無關係であるといふのは少しおかしいと思ふのであります。關係があると客観的に當然に考へ

られると私は思うのであります。率直
な答えを頂きたいと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) 私共余り理
論的に精密に分析いたしました正確に
答へ過ぎたせいかも知れませんが、
(笑聲)勿論警察予備隊の増強なり又海
上警備隊の創設ということは、これは
国内の直接間接の侵略に対する自衛的
の措置を強化するというものであるこ
とは、これは申すまでもございませ
ん。保安庁法が無関係だと申しまし
たのは、それはこうした警備隊なり或
いは保安隊の増強という政策が、すで
に政府といたしましては確立した政策で
あり、そうしてそれについてはすでに
法的措置も済んでおるわけございま
す。今ここで新しく保安庁法という
ものを制定いたしますゆえんのもの
は、その増強をやつて行くというこ
とではなくして、そうしてきまつてお
ります保安隊なり警備隊を管理する
一つの行政機構を作ろうと、こういう
だけのことでございまして、これは
純然たる内政上の機構改革の問題であ
るということを申し上げたのです。併し
更に遡つてこの保安庁の仕事になつて
おるところの警備隊、保安隊の増強、
整備という問題は、これは御指摘の通
り自衛力の増強ということと表裏一
体的な問題であることは申すまでも
ないと思ひます。

○三好始君 それで問題が少しはつき
りして参つたのであります。そこで
次の問題として、保安庁法に盛り
おる保安隊、警備隊と現在の警察予
備隊、海上警備隊とは性格的にどうい
ふふうに違ふかという問題であります。
この点に關して、先日の地方行政委員
会との連合委員会が岡本委員の質疑に

對し大橋国務大臣はちよつと納得の行
かない答弁をされておるのでありま
す。即ち警察予備隊或いは保安隊の
目的、任務の表現の相違の問題な
ありますが、大橋国務大臣は、予備隊

の警察力を補うため、こういう字句
を削つたのは、このよう抽象的な表
現を取つて、ただ具体的に行動の條
件を六十一條以下に規定したものであ
つて、警察としての性格は変わらない。
又六十一條以下の規定が守られるなら
ば、警察としての行動以上に出るもの
ではないと、まあこういうことも言わ
れたのを私控えておるのであります。
ところが六十一條を見てみますとい
うと、「非常事態」という表現を使つてお
るのであります。その非常事態とは
一体どういうことであるか。甚だ包括
的な表現でありまして、範圍が不明確
であります。暴動も内乱も、或いは
ときには天災地変も非常事態でありま
す。戦争も非常事態である、こういう
ふうに解釈論として言えるわけあり
ます。本来の警察でありますとい
うと、行政権の現行的な活動としての警
察の具体的な行動に關して国会の承認
を求めるという行動手続上の問
題については、そこまで、国会の承認
を求めるというところまで規定する必
要は認められないのでありまして、せ
いぜい報告程度で済む問題のように考
えられます。ところが今度の法案にお
いては、国会の承認を必要とするとい
う、相当手続上の慎重さを考えられて
おるところに問題の重要性を認めるこ
とができるのであります。これによつ
て純法理論的には、事実上外国と戦争

を始めることも法的には不可能ではあ
りません。宣戦布告をしての戦争とい
うことはできないかも知れませんが
が、事実上の交戦は不可能ではないと
いうこともなるかと思ひます。法
は、客観的な存在になりまして、とい
う政府の一方的或いは一時的な御説明で
その通りに必ずしも落着くものとは言
えませんが、私は、この六十一條の規定
は、宣戦布告に国会の承認を要す
る、こういう意味が近くにつけておるよ
うな印象をどうしても受けるのであり
ます。これは、決して警察予備隊と今
度の保安庁機構とが同一のものでない
という結果にもなるのであります。外
敵によつて平和及び秩序の破壊或
は人命財産の侵害から国民を護るの
は、これは当然な国としての行動だと
いうわけでありまして、これはあとで
詳細に申し上げるに、いわゆる自衛
戦争にはかなりません。それが憲法の
承認しないところであることは、後ほど
立証したいと思つておるのであり
ますが、予備隊令による予備隊は、少
くとも規定の表面では「国家地方警察
及び自治体警察の警察力を補うため」
という表現が使われております。こ
ろが保安庁法案では、主要なる規定は
勿論、全條文を通じて保安隊、警備隊
が警察であるという性格を明確に限定
した規定が見当たらないのであります。
却つて幕僚長であるとか部隊である
とか、こういう表現が使
われておりまして、先般の國務大臣の

御説明の中には統帥権という言葉さえ
出て来る状態でありまして、これらを以
てしても、予備隊と保安隊との間には
性格上の相違は決してないんだと、こ
ういふふうに言うことは、非常に法律
を比較して見ておかしいのでありま
す。即ち、警察予備隊令には警察たる
の性格を残しておられますけれども、今
度の保安庁法案ではそれが必ずしも明
確ではありません。ここに両者の非常
な相違点が考えられるのであります。

が、先般岡本委員の質疑に對して、性
格上の相違なしという御説明をされ
たと記憶するのであります。私の只今
申しました疑問に對してお答えを頂
きたいと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) 保安隊及び
警備隊は、たび／＼申上げます通り、
飽くまでも国内の治安維持の責に任
ずることを目的としたものでありま
すから、その編成整備も又この目的
の達成ということを基準として定めら
れるべきものであります。従いまして
保安隊及び警備隊は職力には当らず、
この意味で現在の警察予備隊や海上警
備隊とはその性格において異なるこ
とがないというのが政府の考えでござ
います。この出動の際に国会の承認を
受けるという点は、宣戦の布告に對し
て議会の承認を受けることと同じよう
な考へ方ではないかという点も御指摘
になりましたが、政府といたしまして
は、警察力の不足を補う方法といたし
まして、一般的な警察組織それ自体の増
強にあらざるして、一般警察でない政
府直属のこの保安隊或いは警備隊を
出動させるということとは内政上非
常に重大な問題であると思ひます。こ
れで、国会の監督下に置くことが安

ある、こう認めて国会の承認の制度を
設けよう、というわけでございます。
して、それ以上の意味は考へておりま
せん。

○三好始君 両者とも国内治安の維持
のため行動するのであると、その点に
おいて性格上の相違はないというの
が政府のお考えのようであります。け
れども、それが国内治安のための行動
ということが非常に問題があることは
後ほど私が特に触れて申し上げる予
定にして、おることなんでしょうが、
客観的に考えたら、比較した場合、
政府の説明がどうであらうとも予備
隊は、先ほど問題
になりました間接侵略に對して警察
力を補充するといふところに主眼が置
かれていた、こういうふうに一応考
へることが出来るわけでありまして、
勿論予備隊を作るとき参議院の本
会議で吉田首相は、共産軍の侵入に
備えるといふ言葉を使つて説明され
て相当問題を一部分で起したのであ
りますけれども、客観的に、一般的に
言へば間接侵略に對して警察力を補
充するといふ性格を持つておると思
ひます。ところが安全保障條約締結さ
れた以後は、先ほど一応確認された
問題でありますけれども、直接及び間
接の侵略に對して云々という表現を
受けることになりまして、安全保
障條約締結以後のコースとしての保
安隊、警備隊は、條約に表現されて
おりますように、單なる間接侵略だ
けでなくして直接侵略に對しても自
衛手段を講ずるといふ意圖の下に
これが設けられておるのではな
からうか、こういうことになつて
来るのであります。單に人員、装
備が量的に充実されて来る、こ
ういつた問題でなくして、そこ
に性格上の質的な変

化があるのではないか、こういうふう
に考えられるのでありますが、そうい
う質的な変化の問題は、今までの御説
明ではないかのような御説明なんであ
ります。やはりないとはつきり断言で
きるであらうか。

○国務大臣(大橋武夫君) 保安隊、警
備隊の目的は、飽くまでも現在の警察
予備隊或いは海上警備隊の目的を承継
いたしておるわけでありまして、飽く
までも国内治安の責に任ずることがそ
の目的となつておる。従つて外国の侵
略に対する防衛といふことを直接の目
的とはいはしておらんのでございま
す。従つて編成整備も、先ほど申し上げ
ましたごとく国内治安の確保というこ
とを基準として定められておるわけ
でございますが、ただ、併しそれなら
ば現実には直接侵略があつたと仮定した
場合に、その場合にそれでは保安隊、
警備隊は何にもしないかといふと、
それはそうではなくて、戦力として組
織されたものではないけれども、併し
そういう場合においても底分の行動を
とる、こういうふうな観念をいたして
おるわけでございます。第一義的間接
侵略を目的として組織された機構であ
るが、併し直接侵略の場合においても
便宜底分の行動をとるべきである、こ
ういふ考え方が政府の考え方ではござ
います。

○三好始君 只今の御答弁でだん／＼
衣の下から鎧が見え出したような印象
を受けたのでありますが、私は政府が
言つておりますように、近代戦を有効
適切になし得る編成整備を持つたもの
が戦力だと、こういう定義から出発し
た戦力や、或いは戦争の概念と常識的
或いはむしろ正しい立場に立つての戦

力の概念から出発した意見との間に、
或いはどこまで行つても平行線を描く
ような関係が考えられるかと思ふので
ありますが、この点はむしろ憲法第九
條の第二項の戦力の究明をする際に譲
るの、或いは適當かと思ふのでありま
すが、私の考え方をむしろここで率直
に申し上げておきたいと思ひます。

政府は予備隊と保安隊の間に性格上の
変化がないといふような意味のことを
繰返して申されるのでありますが、若
しそこに変化がないといふのでありま
したならば、予備隊の性格に対する政
府の態度が、警察予備隊令の規定とは無
関係にやはり直接侵略に対抗するもの
としての性格を考へていたといふこと
にもなり得ます。政府は予備隊令とい
うものを編つていた、こういうふうな
考えざるを得ないものであります。即ち
変化がないといふのは、憲法違反性の
点について変化がない、こういうこと
にならざるを得ないことを、あとに戦
力の問題をお尋ねいたす際に申し上げな
ければいけないことになるだらうと思
います。平行線のどこまで行つても盡
きない基になる戦力の定義の問題のと
ころで明らかにするといふことを申し
上げて、次の問題に移ります。保安隊並
びに警備隊の整備はアメリカ軍隊の装
備を以て行われておるやうに聞ける
のでありますが、その現在における
実情がどうなつておるか、こういうこ
とを承知したいのであります。

○国務大臣(大橋武夫君) 整備は、車
両につきましては日本側でみずからの
手で調達したものがございしますが、い
わゆる武器に属するものは、おおむね
武器に属するものは全部米軍から借受

けております。そして現在借受けて
おります種類といたしましては、自
動拳銃、騎銃、それからカービン銃で
ございします。それから短機関銃、小
銃、小銃はライフルでございします。
ブローニング自動小銃、ブローニング
機関銃、ブローニング重機関銃、ロ
ケット弾発射筒、それから迫撃砲、こ
ういふものを借受けております。

○三好始君 車両等を除きまして火機
の類で国内生産の状況、生産が全然な
いのであればそれでいいのであります
が、生産が若しあるといふいたしました
らば、その状況、或いは将来の生産の
計画はどういうふうになつております
か。

○国務大臣(大橋武夫君) 御承知のよ
うに降伏後におきましては国内にお
ける武器の生産は一切停止せられ、そ
の設備は撤去されるというところに相成
りまして、現在において国内で武器の
生産といふことは行われておりませ
ん。但し米軍が最近になりまして、日
本において使用しております米國産
の武器の修理工場というやうなもの
を、その指導の下にばつ／＼設立いた
しておる、そしてここで修理の程
度、又近く弾薬につきましては、国内
で一部の製造を、これは米軍が指導し
て行なはれます。又その製品は米軍が買
受ける、こういうやうなことをやつて
おるというやうに聞いております。併
し予備隊といたしましては、只今予備
隊に必要な武器について国内生産業者
から調達しようといふやうな考えは現
在の段階においてはございしません。

○三好始君 御承知のアメリカの上院
で行われたヴァンデンバーグ決議とい
うのがあります、その第三項に、継続

的且つ効果的な自助と相互援助に基礎
を置き、且つ合衆國の安全に影響を興
える地域的その他他國の取極に合衆國
が憲法上の手続に従つて加入すること
と、こういうことになつておるのであ
ります。このヴァンデンバーグ決議
と日米安全保障條約、或いはそれに基
いてきております行政協定第二十四
條の共同措置との関係、或いは予備
隊、警備隊等に対する武器の貸與の関
係が一体どういふふうになるのであ
るか、こういう問題についてお尋ねを
いたしたいのであります。もつとはつ
きり申しますといふと、最後の予備
隊、警備隊の整備関係は、ヴァンデ
ンバーグ決議では、継続的且つ効果的な
自助と相互援助に基礎を置き、こうい
うふうに表示しておりますから、一方
的、恩惠的な武器の貸與はこの決議か
ら申しますと許されないのであるか
らかと、こういうふうにお尋ねのであ
りますが、現在の関係はどうなつてお
りませうか。

○国務大臣(大橋武夫君) 安全保障條
約が締結せられた当時の説明とい
つたしまして、ヴァンデンバーグの決議
に基くところの恒久的な安全保障とい
ふことは、日本との関係においてはア
メリカとしてはあり得ない、従つて暫
定的な措置として日米安全保障條約が
締結された、こういうふうな説明を聞
いておるわけでございます。従いまし
て日本に対する関係においてヴァンデ
ンバーグの決議といふものは適用する
ことは困難ではなからうかと考えてお
りますが、これ以上のことは外務省に
お聞きをお願いしたいと思います。

○三好始君 今の問題は、むしろ外務
大臣あたりにお聞きするほうが適當な
問題かと思ひますので、外務大臣の出
られたときに更に伺ひたいことに
して、ここでは立入つてこれ以上触れ
ないことにいたします。先ほど明らか
になつたことなんでしょうが、今度
の保安庁法案の提出は、政府の自衛力
漸増計画の一環である、こういうこと
なんでしょうが、一般の警察力から
警察予備隊設置、こういう発展が固期
的な問題でありましたらうに、今度の保
安庁機構の法案は更に画期的なものが
あると私は考へております。国務大臣
は予備隊から保安隊への変化はそう大
したことはないのだと、こういうこと
まで何でもないやうなことを言つてお
りますけれども、私は決してそういう
感じは持つておりませんし、これはひ
とより私だけでなく恐らく誰か一応そ
ういふふうに考へておると思ふのであ
ります。そして更に考へられること
は、保安庁法案で規定されておる保安
隊、警備隊という形態は、将来或いは
更に発展するのではなからうか、まあ
こういうことも一応考へられるのであ
りますが、近い将来に保安隊、警備隊
の形が更に別の形に変わるといふや
うなことはありませうか。

○国務大臣(大橋武夫君) 政府として
は、そういうスケジュールは組んでお
りません。

○三好始君 今度の法律案が自衛力漸
増の一環として提出されておるとい
ふことではあります、こういう場合の自
衛といふのは如何なるものであるか。
私は自衛力漸増といふことは、政府が
しばしば使つて表現されておりますが、
これが戦力との関係などから相当問題
があるものであります、自衛といふ言
葉は随分使つてありますから、自

衛といふのは如何なるものであるか。
私は自衛力漸増といふことは、政府が
しばしば使つて表現されておりますが、
これが戦力との関係などから相当問題
があるものであります、自衛といふ言
葉は随分使つてありますから、自

衛といふのは如何なるものであるか。
私は自衛力漸増といふことは、政府が
しばしば使つて表現されておりますが、
これが戦力との関係などから相当問題
があるものであります、自衛といふ言
葉は随分使つてありますから、自

衛とは一体どういふものであるか、自衛力漸増計画というふうな使い方をする場合の自衛というものの本質をどういふふうにお考えになつておるかといふことを伺つて置かなければいけないと思ひますが、この点の御説明を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 安全保障條約におきまして、自衛力の漸増という言葉は、「直接及び間接の侵略に對する自國の防衛のため漸増的に自ら責任を負ふ」という表現を用いてあるわけでございます。先ほど来、御質問に對しまして自衛力の漸増という言葉について我々がその内容として考へながらお答えをいたしておりますのは、この安全保障條約の前文にあります「直接及び間接の侵略に對する自國の防衛のため漸増的に自ら責任を負ふ」と、この言葉の内容を頭に置きながらお答えをいたして参つたつもりでございます。

○三好始君 自衛と申しますのは、国内法の概念ではなくして、國際法の概念であるとは考へております。國家の自衛といふ場合には、國家に對立するものが予想されておる概念でありまして、嚴密に申しますと、一部の國民の反亂のごときものは國家の内部の問題として考へられるのでありまして、自衛の概念とは別なものである、こういうふうにお考へるのであります。従つて自衛と申しますといふと、外國からの侵略を前提にしておる概念、こういうふうにお考へるのであります。如何ですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 私は日本語の表現といたしましての自衛といふのは、先ほど申し上げましたような意味

を急頭に置きお答えをいたして参つたわけでございます。而して一般的に自衛といふ場合には、これは国内的な面は全然考へずに、國際的な意味におけるものではないかという御質問でございますが、私は自衛といふ言葉は、必ずしもそう狭く考へなければならぬ問題ではないと思ひます。例へば我が國で一時自衛團などという言葉もございましたが、これらは明らかに純粹な国内的な意味において用いられておつたものと存じます。

○三好始君 今の例の取り方はおかしくむしろ滑稽のような感じがするのであります。國家の自衛といふ場合には、やはり國家に對立するものが予想されての概念であることには間違ひないやうに思ひますが、如何ですか。

○國務大臣(大橋武夫君) その点もまたより申すまでもないのでございまして、その對立する或るものが國內にある場合もあれば、國外にある場合もある、こう思ひます。

○三好始君 國內にあるものと言いますと、例へば革命を企圖しておる一部の國民がある、そういう犯罪的な行為に對して、これを現存の秩序を護るといふことは、これは大橋國務大臣の言う自衛に入るのですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 純然たる国内的な面について、國の秩序を護るといふことを自衛と考へるかどうかといふことになりまして、これはいろいろ問題もあらうと存じます。安全保障條約におきましては「直接及び間接の侵略に對する自國の防衛のため漸増的に自ら責任を負ふ」と、こういう表現をいたしてあるのでございまして、これ

は少くとも自衛といふものは侵略に對するものであるといふことがこの字句からは出て来ると思ひます。而してその侵略といふものは、これは本當の自國民の反政府的な行動という意味ではなくして、それは外部の國による教唆又は干渉によつて引き起されたところのいわゆる間接侵略といふものが、この間接の侵略であります。又直接の侵略といふことになれば、これは外部からの武力攻撃と、こういうことにならうかと思ひます。いずれにしてもお話のような外部といふものと全然かかわりのない言葉ではないのでありまして、侵略といふものは、これは國外勢力といふものを眼目においてのものであると思ひます。

○三好始君 余りこゝろ問題で長く時間をかける必要はないと思ひますから、次に移りますが、侵略の定義が、一応の定義が下され得るとしても、範圍的には不確定な、主観的なものであるやうに、自衛の場合にも、その定義は必ずしも確定的に下し得ない場合があると思ひます。現に日本は自衛の名によつて日清、日露以來の戰爭を戦つて来たと思へられます。當時國民としてもそれが自衛であるといふことを疑わなかつたと思ひます。それが果して正しい考へ方であつたかどうかは別といたしまして、そういう場合にも、國外に出て行く場合にも、自衛といふ考へ方が行かれて参りました。(歴史上の事実だ)と呼ぶ者あり)そうしますと、單純に國外へ出動すれば侵略であり、國內で戦へばすべし無條件に自衛である、こういうふうな割切つてしまふわけにも行かないと思ひますが、この國內で戦つてい

ことは自衛で、海外へ出ることは侵略と、政府は必ずしも單純に考へておるとは思ひませんけれども、予備隊は海外へは全然出ないのだ、こういう言葉でいろいろ説明の行われるやうなこともありました。それは侵略を意圖してないのだといふことを結び付けて説明されておるやうにも思ひます。で、侵略と自衛との境界はさう單純に割切つてしまえるものではないといふ私の考へ方に対して政府の見解を承わりたいのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 三好委員の言われました今の御言葉は全く同感でございます。私の先ほどの説明自体が三好委員の言われたやうなことを裏書きしておると思ひます。と申しますのは、間接侵略の場合を考へますといふと、間接侵略といふのは、相手國からの日本の受ける間接侵略でございまして、日本側は飽くまでも國內におられるので、これは自衛でございまして、相手も相手國自身の國內におられるのでございまして、その正式の機關なわけでありまして、従つて相手は相手なりに自分の國內におる、而もこちら側はそれを侵略として受取つておるといふのでございまして、自衛と侵略といふことは、自國の内外といふことは必ずしも關係しないものだといふ御説には全く同感でございます。

○三好始君 首相は三月十日の予算委員會において、自衛のためは戦力を保持することは再軍備であつて、憲法改正を要するといふ有名な訂正発言をされておるのであります。自衛戦争そのものについては、現行憲法の下で可能であるかどうかといふことについて、従

来さう明確な考へ方が発表されたことは聞かないのであります。ただ先ほど大橋國務大臣は、憲法で戦争放棄をしておる以上は、自衛戦争もできないのだといふやうな言葉を使われたと記憶いたしますけれども、この問題はもつと掘り下げてお聞きいたしておかないといけない重要な問題だと思ひます。から、この点に触れたお尋ねを、一、二いたしたいと思ひます。政府は戦力に對して非常に特殊な定義を下しておるのであります。即ち近代戰をなし得る能力を持つまでは、それは戦力ではないのだ、だから憲法の改正も必要ではないのだ、こういうことを言つておるわけでありまして、こういう能力が生ずるまでの間に武力攻撃が発生した場合、現行憲法の下で自衛のための行動をとることが肯定されておるのか、否定されておるのか。單純な行動は國內治安の問題として肯定する、但し自衛戦争はできない、こういうのが本日の大橋國務大臣のお考へであつたと思ひます。ところで戦争は合意を要するものではありませんが、相手國が若し事實上の行動として侵入して来ただけでなくして、宣戰布告をして入つて来た場合に、日本との關係は國際法上の交戰状態に入ると考へられますが、如何でしょうか。

○國務大臣(大橋武夫君) 相手國は日本の憲法に關係なしに宣戰布告して武力攻撃をするといふことは、これは決して理論上あり得ないことではないと思ひます。その場合において、相手國はそれを戦争なりとし、そして戦争状態であると、こゝういふ主張をするかも知れませんが、我が國といたしましてその場合に、これに對して交戰國とし

て應戦をするということは憲法上禁止されておりますし、又そうしたことにはなすべきでないと思つてございませぬ。従つてその場合においては我が国は自衛上の手段といたしましては、駐留軍の行動によつて実力を以てこれを阻止してはならぬという措置がある場合でございまして、その場合に我が国の国内機関も国内治安確保という立場から、その任務に相応した行動に出るという状態でございます。従つてこれは日本としては戦争と認めるべき事態ではない、従つて日本としてはその場合に交戦権を主張するということはあり得ないこととございませぬ。

○三好始君 非常に奇異な感のするお考えであります、それでは宣戦布告のない事実上の武力侵略が行われた場合には、戦争でないのだから憲法に抵触しない、自衛のための行動を積極的にとるといふお考えでしようか。

○國務大臣(大橋武夫君) その場合に日本側が受けて立てば戦争になるわけでございますが、日本としては受けて立つことはしない、米駐留軍の行動に待つという態度をとるべきであります。従つて米駐留軍がその実力によつて阻止する必要がある、米國が相手國に對して日本侵略を理由として戦争に入るといふことはこれは十分に考え得ることでございますが、併しそれは飽くまでも米國と相手國との戦争であつて、日本みずからが交戦國となつたわけではございません。日本國としては國際法上交戦権を否認いたしております。

○三好始君 宣戦布告なく事実上の侵略と宣戦布告のある侵略とによつて日本の地位は相違があらうか、ありませんか。

○國務大臣(大橋武夫君) いずれの場合においても日本の地位は相違はないわけでありませぬ。戦争の開始といふのは、宣戦の布告に基く場合と事実上の武力攻撃によつて始まる場合とどちらでも戦争たるには同じでございますから、いずれの場合においても日本の地位に変わりはないと考えております。

○三好始君 いずれの場合においても日本が主体的な行動として對抗することはできないのであつて、駐留軍の行動に對して協力する、国内治安の見地から協力する、その程度にとどめるのだといふのが政府の考え方でありませぬか。

○國務大臣(大橋武夫君) 一応そういう考え方をしております。

○三好始君 これは議論でなくして質問でありますから、問題が明らかになつれば次に移ります。大分明らかになつた問題が多いのでありますが、一番大きい問題として残つておるのはやはり憲法第九條第二項の解釈の問題だと思つております。ここでは注目すべき問題が二つあります。予算委員会で大問題になつた戦力の問題、それから後段の「國の交戦権は、これを認めない」という規定の問題、順序は或いは逆になるかも知れませんが、先ず第九條第二項後段の「國の交戦権は、これを認めない」との規定がどういふ意味のものであるかといふことをお尋ねいたしたいのであります。「交戦権は、これを認めない」という規定をいたしておる交戦権といふのは、交戦をするといふ権利を意味するとお考えです、それとも交戦者が持つておる具体的

的な権利を指しておる、こういうふうにお考えになつておるのでしょうか。

○國務大臣(大橋武夫君) 政府は第九條第二項後段の「國の交戦権」という解釈をいたしまして、國際法上國家が交戦國として認められておる權利といふ意味に解釈をいたしております。

○三好始君 國際法上の權利として認められておる交戦権を日本の憲法は認めないといふのはどういふ關係になりますか。國際法と憲法との關係でそれをどういふふうに理解したらよいでございませうか。

○國務大臣(大橋武夫君) 國際公法はもとより一國の國內法を以て変更することは許されないのでございまして、我が國が憲法において如何なる規定をいたしましてしようとも、我が國が國際法上持つところの權利といふものはいささかも増減しない理窟であります。但し我が國はこの國際法上の權利を利用し、或いは主張するといふことはしないといふことをみずから宣言しておる、一方面的に宣言しておるといふだけの意味であると考へております。

○三好始君 これは先ほどの問題にも一度触れるのですが、他國から宣戦布告をされてもその國及び第三國に對して交戦権を主張しないといふのは、戦争の成立が合意を要しないといふという關係から考へて見まして、どういふふうに理解したらいいの、ちよつと憲法第九條第二項後段の規定は非常の意味の捕捉しがたい点が感じられるのですが、この点もう一度合意を要しないといふ關係から御説明を頂きたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 戦争は事實上の状態でございますして法律行為ではないと思ひます。

ございませぬので、従つて一方は戦争するつもりで事実上の行動をとれば、それで國際法上の戦争といふものは起きるわけで、従つて相手國としましては國際法上の交戦権を持ち、それを主張する權利が國際法上認められるわけでありませぬ。然るに我が國といたしましては、その場合に交戦権として認められる權利をみずから放棄をいたしておるのでありますから、その場合に我が國が事實上で上つておるところの状態において交戦國としての權利を主張するといふことはいたさない、従つて我が國としてはこれを戦争と認めず、我々には行かない。こういうことだと思ひます。

○三好始君 そいういたしますといふと、佐々木惣一博士が説明或いは主張しておるところの、權利としての交戦権の放棄は、事実上の交戦権をすること、それが妨げるものではない、こういう權利としての交戦権と事実上の交戦権をするといふ行為とを區別して考へておる立場を政府もとられておるわけですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 政府といたしましては、交戦といふことはやはり交戦國として戦争を、自國としての戦争目的を遂行するためにやる行動であつて、さういふ行動をするだけの基礎として戦力といふものが必要になるわけでありませぬが、政府は憲法によりまして戦力といふものを持つておらん、ただ国内治安維持の力だけを持つておるのでありますから、国内治安維持のために必要な限度で、そのために許されておる能力をその場合に國內において併しこれは、交戦とすべき状態とは政

府としては考へていないわけでございます。専ら交戦手段の面に至つては駐留軍の戦力にこれを依頼する、こういうふうな考え方でございます。

○三好始君 憲法第九條第二項後段の「國の交戦権は、これを認めない」という規定の趣旨は、事実上の交戦として外國軍隊への抵抗も容認してないのだ、さういふ事実上の交戦をすることに伴つて生ずる交戦者の權利を認めないのだ、さういふふうにと考えられるのであります、如何でありますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 国内治安の破壊に對してこれを實力で以て処理するといふことは、これは警察予備隊としましては、当然任務の範圍に属する事柄であります。たゞ、その任務の範圍に属する事態が起りました場合は、それが如何なる対象であらうとも、任務の範圍内において行動するといふことは當然許されるべきことであると思つてございませぬ。従いまして警察予備隊が力及ばずといへども治安維持のために實力を行使するといふことはこれはあり得ることと存じます。

○三好始君 外敵が侵入して来た場合に、国内治安の見地から今お使いになつた表現をそのまま使いますといふと、力及ばずともこれに對して行動をとるのはこれは許されるのだ、さういふお考えのようであります、さういふお考えと、国内治安維持の見地からする行動と、外國から侵入して来た軍隊に對して交戦をするといふ意味の自衛との區別はちよつとつきかねると思つておるのですが、その限界が果してつけられるでございませうか。

○國務大臣(大橋武夫君) 外國からの不法の侵入者といふものは、すべて我

府として考へていないわけでございます。専ら交戦手段の面に至つては駐留軍の戦力にこれを依頼する、こういうふうな考え方でございます。

○三好始君 憲法第九條第二項後段の「國の交戦権は、これを認めない」という規定の趣旨は、事実上の交戦として外國軍隊への抵抗も容認してないのだ、さういふ事実上の交戦をすることに伴つて生ずる交戦者の權利を認めないのだ、さういふふうにと考えられるのであります、如何でありますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 国内治安の破壊に對してこれを實力で以て処理するといふことは、これは警察予備隊としましては、当然任務の範圍に属する事柄であります。たゞ、その任務の範圍に属する事態が起りました場合は、それが如何なる対象であらうとも、任務の範圍内において行動するといふことは當然許されるべきことであると思つてございませぬ。従いまして警察予備隊が力及ばずといへども治安維持のために實力を行使するといふことはこれはあり得ることと存じます。

○三好始君 外敵が侵入して来た場合に、国内治安の見地から今お使いになつた表現をそのまま使いますといふと、力及ばずともこれに對して行動をとるのはこれは許されるのだ、さういふお考えのようであります、さういふお考えと、国内治安維持の見地からする行動と、外國から侵入して来た軍隊に對して交戦をするといふ意味の自衛との區別はちよつとつきかねると思つておるのですが、その限界が果してつけられるでございませうか。

○國務大臣(大橋武夫君) 外國からの不法の侵入者といふものは、すべて我

府として考へていないわけでございます。専ら交戦手段の面に至つては駐留軍の戦力にこれを依頼する、こういうふうな考え方でございます。

○三好始君 憲法第九條第二項後段の「國の交戦権は、これを認めない」という規定の趣旨は、事実上の交戦として外國軍隊への抵抗も容認してないのだ、さういふ事実上の交戦をすることに伴つて生ずる交戦者の權利を認めないのだ、さういふふうにと考えられるのであります、如何でありますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 国内治安の破壊に對してこれを實力で以て処理するといふことは、これは警察予備隊としましては、当然任務の範圍に属する事柄であります。たゞ、その任務の範圍に属する事態が起りました場合は、それが如何なる対象であらうとも、任務の範圍内において行動するといふことは當然許されるべきことであると思つてございませぬ。従いまして警察予備隊が力及ばずといへども治安維持のために實力を行使するといふことはこれはあり得ることと存じます。

が国の警察権に服すべきものであるであつて、我が国の警察力がそれを処理する能力があるかないか、これは別問題であると存じます。併しそれ自体が治安の破壊という結果を生じている以上は、治安を確保するという目的のために警察予備隊が行動に出るということには当然考へ得べきことと存じます。

○三好始君 それでは自衛戦争もやはり警察行動だと言えないことはないといふことになつて来ますが、国外に出て行かないで、外敵が侵入して来た場合に国内で抵抗するということにとどまつておる自衛戦争は、実は政府の考へ方から申しますと自衛戦争行動に過ぎない、こういうことになりませんが、それでいいですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 御質問甚だ御尤もに存じまするが、私のお答への真意といたしましては、警察行動として不法な侵入に對しまして保安隊が行動をするということとはあり得る、これは国内の警察行動である、而してそれは自衛戦争といふことが状態にまで発展するものではない、何となれば警察予備隊、保安隊といふものは戦争するだけの十分な能力を持つておりません。従つてその範圍で行われる事態は、これは戦争という状態にまでは発展しない、こう考へております。

○三好始君 戦争といふやうないわゆる國際法の問題は、防衛能力があるとかないとか、そういう有効な力を持つておるとかおらないとかで、戦争であつたり、或いは国内治安維持のための警察行動であつたりするものではありませんか。私はそういう点について大橋國務大臣の考へ方が非常に無理な論理をこじつけて作り上げようとしておる

ような感じがして仕方がないのであります。自衛戦争と國務大臣の言われる国内治安確保のための警察行動といふのは、本質的に區別できないやうなもので、日本の予備隊が持つておる力が政府の定義する戦力に至らないから、それは戦争ではなくして警察行動だ、こゝういふ論理の進め方は非常に奇妙な感じがするのであります、如何でしようか。

○國務大臣(大橋武夫君) ただそれだけではありません、それは負けければ全部戦争でないといふやうな状態になつて、勝てば戦争、負ければ戦争でないといふので非常に奇妙なことになつて来るのですが、この日本の戦争をしないといふことは、その裏付けといたしまして、現在日米安全保障條約といふものがあるわけであつて、米國駐留軍といふものがあれば戦争を引受け、こゝういふ状態が前提になつておるわけでございます。従つてそういう場合において相手が戦争をしかけて来れば、その戦争の相手としてこれを引受け、その駐留軍である、従つて日本は国内治安の確保といふことだけの行動をしない、こゝういふことになるわけでありませう。

○三好始君 やはり非常に不自然なお考へ方のような印象を受けるのであります。政府の考へ方の基礎になつておるのは、やはり有効適切に近代戦を遂行し得る能力を持たなければ戦力でもないし、そういう戦力を持たなければ戦争は考へられない、こゝういつたところから出発して非常に不自然な論理が展開されるのじやないかと思つたのでありますが、それは出発点である戦力の考へ方の誤まりにも原因すると思つたので

すが、いずれにしてもお考へのように駐留軍だけが戦争の当事者になるのであつて、どんなに外国からの侵略軍に抵抗する武力行動をとつても、予備隊の行動は決して戦争行為ではなく、或いは對外的な武力行動ではなくして、單なる国内治安維持のための警察行動に過ぎない、こゝういふお考への方であります、非常に不自然だと思つたのであります、私は政府の考へ方を要約して申しました。そういうことをやはり政府としては確信を以てお考へになつておると了解していいのですか。

○政府委員(高辻正己君) 只今の点でございませう、これは大橋國務大臣が仰せになりました通りでございませうけれども、なおそれに一点附加いたしますれば、國際法上戦争といふものが一体何であるかといふことに附着する点もあろうかと思つたのであります。戦争といふものは、これは申上げるまでもなく、特定の國家間における武力衝突、敵對行為であつて、その敵對行為といふ關係が生じ、それに國際法上、平時においては認められないところの別種の法規が適用されるということに相成るものであらうと考へております。それで先ほど國際法と國內法との關係がございませう、我が憲法におきましてはともかくにも交戦權を第九條第二項の規定によつて否認をいたしております、我がかたをいたしましてはこの權利の主張といふことをいたされたいわけでございます。このやうな關係は今までの歴史上に起つた戦争といふところから律し切れないものがございませう、そのやうな今までの概念で申上げまして戦争といふものを

理解した場合に、やはり御指摘のやうな場合が果してそのやうな戦争になるのかどうかといふ点が大きな疑問の一つであらうと思つた。これは大橋國務大臣が御答弁になりましたところと別に矛盾をすることでは全然ないのであります、ただ一点その点を附加いたしておきます。

○三好始君 私は憲法が交戦權を否認しておるから特定の行動が戦争にはならないのだ、或いは憲法が認めないからそれは戦争ではあり得ない、こゝういふに若しお考へになるとすれば、それは論理が逆立ちしてゐる。事實が憲法の否認しておる戦争に當るのか、當らないのか、こゝういふ問題だと思つたのですが、その点は如何ですか。

○政府委員(高辻正己君) 事實が戦争であるかどうかといふお言葉でございませう、ともかくにも一つの實力と他の實力が衝突するといふことがあり得ることは、特定の案件について、例へば保安隊、警備隊にしても他國の侵略がありした場合に、それは警察の任務遂行上必要なものとして、つまりもつとはつきり申上げますれば、警察の責務となつております犯罪の鎮圧と言ひますか、そういうやうな責務をいたしまして、要するに警察目的として一種の自衛行動に見られるやうな行動がそこに事實として現出するといふことはあり得ると思つたのでございませう、それが法的な戦争と言へるかどうか、そこにはやはり一応の區別があるのじやなからうか、こゝういふやうに考へる次第でございませう。

○三好始君 政府のたび／＼の説明に出て参りますように警察予備隊、或いはそれが改編されることが予定されて

おる保安隊等は、外敵が侵入して来た場合にこれに對抗することが予定されております。ところがそれは飽くまで警察の立場で、外敵が侵入して来ても国内治安を守るという立場で行動するのだ、だから憲法違反でないのだ、こゝういふ論理を進めて参りますといふと、極めて強大な近代戦を遂行し得るやうな能力を持つた警察を作つて、外敵が侵入して来ても国内治安維持の見地から警察行動としてこれに對抗するのだ、こゝういふ事態に備へるために設けておるのだ、こゝういふ論理が成立するのであります、それでもよろしうございませうか。

○政府委員(高辻正己君) 現在の警察予備隊なり、只今政府から提案になつております警備隊、或いは保安隊、こゝういふものが外敵の直接の侵略を指して設置されたものでないといふことは政府から、特に大橋國務大臣からしばしばお話があつた通りでございまして、それを直接の目的として設置しているものでないことは改めて申上げる必要もないと思ひます。ただこれもすでにお話が出たところでございますけれども、警察といふものがその任務を持つて存在しております以上は、それは如何なるものが如何なる程度においてにせよ一定の犯罪行為なるものが國內で、つまり日本の國法の及ぶところで発生いたしました場合には、それに対して警察目的の観点からこれを鎮圧するといふことは當然のことでございます、それがために、それがあつたが故にその裝備なり編成なりが軍隊になつたり、或いはその行為が直ちに戦争になるといふことにはならないのじやない

じまして客観的に判断せらるべきものであるといふはかないのであります。それは一概に強大国を相手に防ぎ得る能力であるとか、或いは弱小国を相手に防ぎ得る能力だとはちよつと申上げかねるわけでありませう。これも最初に申上げました通りにちよつと申上げるこゝとならば非常にいいのであります。が、これは事柄の性質上只今申上げたぐらゐしか申上げられないわけでありませう。

○三好始君 どの程度まで到達すれば戦力であるかという問題は、私は憲法第九條の解釈から言へばそういう問題は起らない。非常に簡明に九條を解釈できる方法があると思うのであります。が、政府の解釈の立場から言つて、どの程度の状態に達すれば戦力であるかというのは非常な問題だと思ふのであります。それをどうするか、表現できないとか説明できないとかというこゝで片付けるのは決して問題を明らかにすることはできません。例を挙げて申しますと或る国に對して對抗できるような程度に達しなければ近代戦争能力と言えないのか、又その他の或る国に對して對抗できる程度のものでないかは戦力と言えないのか、この間には随分隔たりがあるわけでありませう。そのどちらであるかといふことは言えないといふようなそんなことでは政府の持つておる戦力の定義といふのは全く捕捉できない、訳のわからんものになつてしまふのであります。その大きな隔たりのある、どちらとも言えないといふのではおかしいのであります。が、そこをどうとすべき形でお答え頂きたいのです。

○國務大臣(大橋武夫君) 只今、三好委員の御質問は、戦力といふものが非常にあいまいな模範としておるといふ点を、政府の考え方があいまいな模範としておるといふ点を御指摘になつたわけでございますが、政府のほうにいたしましては、戦力といふものについてはおのづから一定の限界以上のものではないければならないといふことをたび／＼申上げております。その一定の限界をいたしましては、近代戦争遂行の能力といふ表現を用いておるわけでございます。近代戦争の遂行といふのは、これはどの国と近代戦争を遂行するの

といふものの基準をきめようといふのが政府の考え方であるわけでございます。○三好始君 大橋國務大臣も木村法務總裁も全く同じ考え方の上に立つておると思ひますので、便宜上、法務總裁が三月十日の予算委員会を答弁された速記録を引用してお尋ねするわけでありませう。法務總裁は「たとえ自衛のためであつても戦力を持つといふようなことでは、或いはそれは戦力が悪用されるようなことになる。その危険を防ぐために憲法第九條第二項においては陸海空軍その他の戦力を保持し、その規定が設けられておるのであります。」「云々と、こゝに云ふに述べておられます。私は政府の考え方では疑問に思ひます。それは自衛戦力が悪用される危険は禁ぜられておるけれども、戦力とは近代戦争をなし得る能力である、こゝに云ふような解釈の下に事実の再軍備が行われる危険は禁ぜられておらないといふのでありませうか。

○國務大臣(大橋武夫君) 御質問にお答えをいたすには、私も戦力といふ問題をもう少し掘り下げる必要があると思ひます。例へば今日仮に日本が戦争を遂行する、併しそれは自衛の戦争である、こゝに云ふようなために近代戦争を遂行し得るだけの程度に達しない部隊を持つたと、そういう場合に、これは憲法違反であるか、こゝに御質問だつと存じますが、こゝに意図のために持つ場合においては、これも又憲法違反であるか、こゝに言わざるを得ないと思ひます。例へば警察予備隊を、戦争をするといふことのために組織をして行くといふことになりませう。その組織の過程において、初めは何にもないところからだん／＼あつて武器が殖えて来る、そうすると近代戦争遂行の程度まで裝備が拡充されて来る、こゝに云ふことになり、いつか憲法違反の状態が生じたか、こゝに云ふことになりませう。それはやは

が、併しそういう意図が明らかであるといふことが一般に考えられれば、これは意図がある、従つてよろしくない、こゝに云ふことになりませうかと思ひます。○三好始君 法務總裁の、或いは大橋國務大臣の言つておる、戦力には達しない程度の武力であつて、實質上の陸軍或いは海軍、こゝに云ふものができると思はれ、それは今までのお答えでは、戦力とは言えない、こゝに云ふことになつてゐるわけですが、それでいいですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 近代戦争遂行といふ程度にならなくとも、日本の政府自身が、或いは日本国みづからが戦争を遂行するといふことを頭に置いて、こゝに云ふものを作れば、やはりこれは憲法に違反する、こゝに云ふことが自然だつと存じます。

○國務大臣(大橋武夫君) 政府といふものは、現在の憲法といふものが再軍備を明らかに禁止してゐると、こゝに云へておられます。如何なる意味におゐても再軍備は禁止せられておる、こゝに云へておられます。

○三好始君 政府は、近代戦争遂行し得る状態にまで到達しなければ戦力ではない、だからその範囲内であれば憲法違反でないから武力を持つてもいい、こゝに云ふ解釈をとつておると言わざるを得ないのであります。それが、近代戦争遂行し得るに足るとこゝに云へた立場をとつておるのですから、たとえ軍備を持つても近代戦争遂行能力に達しない軍備だつたら差支えないといふことになりませうか、如何ですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 主観的、客観的といふ言葉の意味でございます。

○三好始君 その意図は主観的に考えられるべきものでか、客観的に考えられるべきものでか。

○國務大臣(大橋武夫君) これは戦争を主たる目的として、こゝに云ふものを作つた場合には、それは違反である、こゝに云ふものは、他の目的のために作つたものが、侵略に際して警察行動としてたま／＼用いられた、これを目して戦力として所持しておつた、従つてこれは違反である、こゝに云ふに考えることは適當でない、これが私の考えであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 政府といふものは、現在の憲法といふものが再軍備を明らかに禁止してゐると、こゝに云へておられます。如何なる意味におゐても再軍備は禁止せられておる、こゝに云へておられます。

○三好始君 政府は、近代戦争遂行し得る状態にまで到達しなければ戦力ではない、だからその範囲内であれば憲法違反でないから武力を持つてもいい、こゝに云ふ解釈をとつておると言わざるを得ないのであります。それが、近代戦争遂行し得るに足るとこゝに云へた立場をとつておるのですから、たとえ軍備を持つても近代戦争遂行能力に達しない軍備だつたら差支えないといふことになりませうか、如何ですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 主観的、客観的といふ言葉の意味でございます。

○三好始君 その意図は主観的に考えられるべきものでか、客観的に考えられるべきものでか。

○國務大臣(大橋武夫君) これは戦争を主たる目的として、こゝに云ふものを作つた場合には、それは違反である、こゝに云ふものは、他の目的のために作つたものが、侵略に際して警察行動としてたま／＼用いられた、これを目して戦力として所持しておつた、従つてこれは違反である、こゝに云ふに考えることは適當でない、これが私の考えであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 政府といふものは、現在の憲法といふものが再軍備を明らかに禁止してゐると、こゝに云へておられます。如何なる意味におゐても再軍備は禁止せられておる、こゝに云へておられます。

○三好始君 政府は、近代戦争遂行し得る状態にまで到達しなければ戦力ではない、だからその範囲内であれば憲法違反でないから武力を持つてもいい、こゝに云ふ解釈をとつておると言わざるを得ないのであります。それが、近代戦争遂行し得るに足るとこゝに云へた立場をとつておるのですから、たとえ軍備を持つても近代戦争遂行能力に達しない軍備だつたら差支えないといふことになりませうか、如何ですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 主観的、客観的といふ言葉の意味でございます。

○三好始君 その意図は主観的に考えられるべきものでか、客観的に考えられるべきものでか。

○國務大臣(大橋武夫君) これは戦争を主たる目的として、こゝに云ふものを作つた場合には、それは違反である、こゝに云ふものは、他の目的のために作つたものが、侵略に際して警察行動としてたま／＼用いられた、これを目して戦力として所持しておつた、従つてこれは違反である、こゝに云ふに考えることは適當でない、これが私の考えであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 政府といふものは、現在の憲法といふものが再軍備を明らかに禁止してゐると、こゝに云へておられます。如何なる意味におゐても再軍備は禁止せられておる、こゝに云へておられます。

○三好始君 政府は、近代戦争遂行し得る状態にまで到達しなければ戦力ではない、だからその範囲内であれば憲法違反でないから武力を持つてもいい、こゝに云ふ解釈をとつておると言わざるを得ないのであります。それが、近代戦争遂行し得るに足るとこゝに云へた立場をとつておるのですから、たとえ軍備を持つても近代戦争遂行能力に達しない軍備だつたら差支えないといふことになりませうか、如何ですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 主観的、客観的といふ言葉の意味でございます。

○三好始君 その意図は主観的に考えられるべきものでか、客観的に考えられるべきものでか。

○國務大臣(大橋武夫君) これは戦争を主たる目的として、こゝに云ふものを作つた場合には、それは違反である、こゝに云ふものは、他の目的のために作つたものが、侵略に際して警察行動としてたま／＼用いられた、これを目して戦力として所持しておつた、従つてこれは違反である、こゝに云ふに考えることは適當でない、これが私の考えであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 政府といふものは、現在の憲法といふものが再軍備を明らかに禁止してゐると、こゝに云へておられます。如何なる意味におゐても再軍備は禁止せられておる、こゝに云へておられます。

○三好始君 政府は、近代戦争遂行し得る状態にまで到達しなければ戦力ではない、だからその範囲内であれば憲法違反でないから武力を持つてもいい、こゝに云ふ解釈をとつておると言わざるを得ないのであります。それが、近代戦争遂行し得るに足るとこゝに云へた立場をとつておるのですから、たとえ軍備を持つても近代戦争遂行能力に達しない軍備だつたら差支えないといふことになりませうか、如何ですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 主観的、客観的といふ言葉の意味でございます。

○三好始君 その意図は主観的に考えられるべきものでか、客観的に考えられるべきものでか。

○國務大臣(大橋武夫君) これは戦争を主たる目的として、こゝに云ふものを作つた場合には、それは違反である、こゝに云ふものは、他の目的のために作つたものが、侵略に際して警察行動としてたま／＼用いられた、これを目して戦力として所持しておつた、従つてこれは違反である、こゝに云ふに考えることは適當でない、これが私の考えであります。

○三好始君 それでは部分的に戦争を予想しておるに過ぎないのであつて、主たる目的は国内治安の維持である、こういう部隊は実質上陸軍、海軍の実体を備へても、近代戦の能力に達しない場合には許されていい、こういうわけですね。

○國務大臣(大橋武夫君) 本来の目的として警察のために組織されました部隊は、これはその装備もおのづからその警察の目的ということによつて限界があると思ひます。そうしたものがたまたま侵略に対して本来の目的たる治安確保のために使われる、それが戦争をしかけた相手に対してこれを守るといふ立場に立つた、例えば米国の駐留軍といふものの行動に協力いたしました、それは軍隊といふべきものではない、こゝろ思つております。

○三好始君 私は主たる目的が国内治安の維持としての警察行動に置かれておる場合には、差支えないような政府の考え方に対して相当疑問を持つのでありまして、そういう考え方をとりますとすると、やはり実質上の軍備と警察との区別がなくなります。自衛戦争と警察行動の区別は恐らくなくなつてしまふだらうと思ふのであります。先ほども問題になりましたように、政府は外敵侵入によつて起る状態も、国内治安の問題として規定しておるわけでありまして、私はその間の限界は全くなくなつてしまふ、だから政府の立場を進めて行きますといふと、実質上の再軍備が現行憲法の下で警察の名によつて行われるという危険が多分にあると思ふのであります。国民の殆どが、政府だけはこれは警察であるとい

う理窟をこじつけて存在する、こういう虞れが今の政府の解釈の仕方では多分に起り得ると思ふのであります、如何でしょうか。

○國務大臣(大橋武夫君) 私は只今申し上げました解釈を厳格に実行いたしておきますならば、憲法違反の状態は起らないと思つております。

○三好始君 非常におかしい考え方だと思ふのであります、それでは陸海空軍といふ表現を第九條第二項で使つておられますが、ここに使つておる陸海空軍といふのは三者の總合体を意味しておる表現ですか、それとも陸軍、海軍、空軍といふ別々のものを列挙して個々のものも一応第一項で考えられておるといふ意味に理解せられるのですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 陸海空軍といふのは、これは陸軍、海軍、空軍といふことだらうと思ひますが、これらはいずれも戦力の一つの形であり、それから、例として掲げたのが、この第九條の表現だと存じます。

○三好始君 政府は名目はどうであらうとも、実質上近代戦を遂行し得るような能力に達すれば、それは戦力であり、憲法の容認しないところである。

名前が軍と名付けなくても、そういう実体を持つに至れば、憲法では許されないことだと、こゝろいふふうにお考えになつておりますか。

○國務大臣(大橋武夫君) その通りでございます。

○三好始君 そゝういたしますといふと、軍といふ名前は付けないけれども、実質上の陸軍、海軍を持つておる、非常に強大な実質上の陸軍、海軍を持つておるが、空軍は持つておらな

い、こういう場合を予想しました場合、それは第二項で禁ぜられておる戦力に入るかどうか、こゝろいふ問題をお伺ひいたしたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 空軍はなくとも、陸軍と海軍を持つておれば、これは戦力を持つておるといふことになり、更に進んで陸軍なら陸軍、海軍なら海軍を持つておるといふことも戦力たることには違ひないのであります。

○中川幸平君 議事進行について。三好君からいろいろ御質疑があつて、非常に参考になります、この警察予備隊、海上保安庁……戦力であるかといふ問題、即ち憲法違反であるかといふ問題、予算委員会以来非常に論議された問題である、大いに関連して非常に遠慮の疑いがあるといふことで、本会議でも問題になりました。

結局大多数を以て遠慮にあらずといふことに認めておる。私の考えであります、全部が全部はつきりと遠慮にあらずとして大多数がなつたものでなからう、中には遠慮の疑いもあるけれども、今日の我が国の現状からの段階からして、さう認めざるを得ないといふ人も中にはあるのじやなからうかと、私はかように解釈して参りました。

然るに三好君は国民の大多数が遠慮であるけれども、政府はこじつけて遠慮にあらずとしてやられるといふやうにいろいろ論議されておりますが、三好君におかれましては現在の我が国という前提の下にこの法案の審議をしてもらいたい、私さうに思ふのであります、それはまあ何でありますけれども、相当法案もたくさんあるこ

とでありますから簡潔に一つ質疑を進行願ひたい、かように希望いたします次第であります。

○松原一彦君 私も議事の進行について希望を申述べますが、中川さんの御希望は会期末に迫つての設置法の審議を急がねばならぬから簡潔にといふ御要求であります。それは御尤もだと思ひます。併し三好君の今掘下げておられますこの質疑は非常に重要な基本的なものであります、この保安隊を持つことはいけないといふ結論ではないのであります。私はさうに拜聴して

おるし、どうすれば日本の現実にかゝるようなことが法的にも国際的にも可能であるかといふことを研究いたしておる、私もこれについては質問がまだある、私もやはりこの点につきましては理想論と現実論との間のことに質問があります。軍隊でなければ本

当の治安の維持はできないといふのであります。これはもう世界的現実である。軍隊なき治安の維持はあり得ない。従つて軍隊を否認するわけにいかない。問題は憲法を改正しない前に

おいてかくのごとき遠慮的な行動が許されるか否かである。だからこの問題を掘下げることは重大な問題でありますから、中川さんの仰せにもさることながら、折角ここに予定の質問書を出してそして理論的に掘下げて行つておるのでありますから、今暫らく質問を継続するように希望します。

○中川幸平君 結構でございますけれども、簡潔に一つ御進行をお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) 委員長として、見解を申し上げます。中川君の御意見で、例えば予算委員会等において、或いは参議院の本会議において結論が出ておるとはおつしやいましたけれども、この委員会においてこの法律案を審議する上におきましては、根本問題の検討といふものは相當に徹底すべきものだと思ひます。従ひまして今我々は極く限られた期間にこれらの問題を処理しなければならぬといふことに当面してありますから、その点をよく見計らわれまして、さうして質疑を徹底するといふことに委員諸君は御承知ではありますけれども、さういふふうにして頂きたいといふことを希望しておきます。従ひまして夜遅くなつてもよろしいです、朝は定時にちやんとおいで下すつて、さうして遠慮なく審議を進めて頂きたいといふことを希望いたします。

○三好始君 私はできるだけ質疑は簡潔にいたしておるつもりなのですが、質疑項目が非常にたくさんあるもので、相当時間がたつことになつて恐縮なのですが、なほ予算委員会の速記録は全部調べて見ましたが、私は予算委員会でも取上げたような性質の問題にしましても、できるだけ触れなかつたような問題、或いは触れなければならぬような角度からお聞きいたしたいといふつもりで進めておるつもりであります。

それでは次に移りますが、「その他の戦力」といふことが非常に問題を含んでおることは御承知の通りであります。「その他の戦力」の中には潜在戦力を含むかどうかといふことは、非常な議論の分れるところでありまして、これも、これは戦力になり得る可能性のあるものといふふうにかゝることが通説でありますので、潜在戦力も含むもの

○国務大臣(大橋武夫君) これは程度の違いと申しますか何と申しますか、武力による威嚇というのはつまりおどかしでございますから、現実には武力は行使された状態ではない。従つてこ

れが果して戦争という状態になるかならないか、場合によつていろいろ違ひがあると思ひます。それから武力の行使というものは、これは国の持つてゐる武力が現実には発動した状態でありまして、その場合にもやはり相手の出方如何によりまして戦争にまで発展する場合と、発展せずして武力行動が解決する場合、これはそのときの情勢によつて違ひがあると思ひます。これはそういう程度に差異と理解して頂いたら結構かと思ひます。

○三好始君 そうしますと、武力の行使という場合に、全面的な或る国に對する武力の行使でなくして、その国の極く一部分に對する武力の行使も第九條の第一項で放棄されておる、こう考へてもよろしいと思ひますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 國際紛争を解決する手段としては、日本国は武力を行使しない、こういうことでございまして、局限された武力行使もしないんだ、こう存じます。

○三好始君 局限された武力行使も、第一項に言う武力行使に含まれておるといふことが只今の御答弁で明らかになつたわけでありまして、第二項の表現としての戦力は第一項を受けて成立しておるものでございまして、第一項は三つの行為を放棄しておる。決して戦争或いは近代戦争のみを放棄しておるのではございません。局限された武力行使を含めて三つの行為を放棄いたしておる。これは只今大橋國務大臣のお認めになつた通りであります。それを受けておるものとしての戦力はやはり局限された武力行使をも受けておると考へざるを得ないのであります。即ち武力による威嚇や局限された武力行使に使

用し得る程度の力でもこれは保持していかどうかは第二項の解釈として非常に問題になつて来ると思ふのであります。この点は如何ですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 第二項の意味は如何なる意味においても戦争遂行の手段は日本は持たない、こういう規定でございまして。

○三好始君 それでは武力行使に、或いは局限された武力行使に使用し得る程度の武力であれば、これは戦力に達しないものである以上第二項で禁ぜられておらない、こういう御解釈ですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 武力行使といふことはどういふことを言ふかと申しますと、例へば日本が國際紛争を処理する手段としたしまして相手国の領土の一部を無血占領するといふような場合においても、これはやはり國際紛争処理としての武力行使であることは間違いないと思ひます。そうして現実にはそのためには無血占領であります。ならば弾丸一発も撃つたわけではな

いわけでありまして、ただ人がそこへ武器と共に付いたといふだけだろつと思ひますが、併しそういう場合においてもそのこと自体は全面的には第一項によつて禁止されておりますが、併し第二項による禁止といふものはそういう一切の武器を持つた組織を禁止するといふ意味ではなくして、近代戦争を遂行するに足るいわゆる軍備を禁止しておるのである、こういう意味だろつと思ふのであります。放棄される事柄と第二項の禁止しておるこの軍備といふものは必ずしも物的には關係はないと思ふのであります。これは禁止する理由として前項の目的を達するた

めに軍備をしない、こういうことを第二項では明らかにしただけであると思ひます。

○三好始君 非常に理論的におかしくなつて来るのであります。第二項は一項を確実に実現するために設けられた規定だと考へられるのであります。「前項の目的を達するため」といふのはそういうふうな解釈せざるを得ないのであります。ところが前項の中には局限された武力行使も含まれて、従つて局限されて武力行使に使用し得る程度の武力も放棄されなければ第一項の目的は達成できません。ところが局限された武力行使に使用し得る程度の武力と、近代戦争を有効適切に遂行し得る武力といふものとの間には相當の開きがあるのだ、こういうことになりまして、第一項で放棄されておる限局された武力行使に使用し得るようなものは放棄しておらないといふことになるのであります。前項の目的を達するためというふうな規定も全く無意味になりまして、又全体として九條を解釈した場合に考へられる第二項は、第一項の補充的な意味で第一項の趣旨を完全に實現するために設けられたという立場が全く無意味になつてしまふ。こういうことになりはしないですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 誤解を生じましたのは私の説明が至らなかつたと思ひますが、政府といたしましては第一項における武力といふものは、これは武力の行使が可能であるためには当然我が國が戦力を保持しているといふことが前提になると思ひます。何となれば武力といふのは戦力が発動しておる状態を武力と表現しておる、こう解釈いたしておるからであります。従つて第二項におけるところの戦力の保持の禁止、これがあつた限りにおいては局限された意味における武力の行使といふことも一切あり得ない。つまり元が全然ないからそういう結果が起り得ない。そういう状態を保障するために元を禁止したのが第二項であります。そしてこの武力と戦力の字句といたしましては、武力といふものは戦力といふものがもと／＼あつて、その戦力が行動として現われた場合にこれを武力といふ言葉で表現する、こういうふうな理解をいたしておるのであります。

○三好始君 近代戦争を有効適切に遂行し得る程度に達したいいわゆる戦力でない、極めて実定法の解釈に忠実な理論的な態度だといふようなことを言わせないが、実は文理解釈ではなくして、実定法を忠実に解釈する立場ではなくして、戦力の概念的な解釈をやつておるのではなからうか。第九條の精神を離れて、戦力である以上は戦つて勝つだけの、少くとも戦いができるだけの能力を持たないといふのは戦力とは言えない。近代戦争を考へるといふと、相當発達した裝備を持つたいわゆる近代的な裝備を備へたものでないとも戦争なんかできるものではない。戦力をそういう九條を離れた抽象的な概念的なものとして規定して、それを九條の戦力といふ言葉に当てはめて解釈しておるのが政府の立場である、こういうことが極めてはつきりしておると思ふのであります。この点は別な角度から更にお尋ねする問題が残つておるのであります。今日は時間が非常にかた

ちましたので、この程度で止めさせていただきます。

いう意味以外の他の二つの武力による威嚇或いは武力の行使、これをも受けておるものであると思ひます。近代戦争を有効適切に遂行する編成、裝備でなくとも、それに足りない武力でもやはり保持できない、こういうことにならざるを得ないと思ふのであります。第二項の戦力とは近代戦争遂行能力のことではなくして、單に武力といふふうな解釈しなければならぬと思ひます。政府は第九條の文理解釈はこうだといふことを盛んにこれまで主張して参りました。本日も第九條の文理解釈として、陸海空軍その他の戦力といふ言葉もいろいろ御高説を拜聴いたしたのであります。私は政府の考へ方は、極めて実定法の解釈に忠実な理論的な態度だといふようなことを言わせないが、実は文理解釈ではなくして、実定法を忠実に解釈する立場ではなくして、戦力の概念的な解釈をやつておるのではなからうか。第九條の精神を離れて、戦力である以上は戦つて勝つだけの、少くとも戦いができるだけの能力を持たないといふのは戦力とは言えない。近代戦争を考へるといふと、相當発達した裝備を持つたいわゆる近代的な裝備を備へたものでないとも戦争なんかできるものではない。戦力をそういう九條を離れた抽象的な概念的なものとして規定して、それを九條の戦力といふ言葉に当てはめて解釈しておるのが政府の立場である、こういうことが極めてはつきりしておると思ふのであります。この点は別な角度から更にお尋ねする問題が残つておるのであります。今日は時間が非常にかた

頂きたいと思ひます。ほかの人に非常に……私ばかりしやべつて恐縮いたしました。

○松原一彦君 極く短かくお尋ねしたい。国務大臣は治安維持の大責任を負つておいでになるので御同僚申上げの保持の仕方に非常な、格段の差があると思ひます。昔静かな時代には田舎では掛金を掛けたかつたのですが、近頃はあらゆる盗難予防施設をしてもなお且つ安全を保つたのであります。今の、今回おとりになる保安庁の施設において日本の治安が責任を持つて守られるとお考えでしょうか、どうでしょうか。

○国務大臣(大橋武夫君) 治安を害するものといひましては、国内の一般の犯罪、特に内乱、騒擾等といったような活動が起る。これらの活動には純然たる国内的なもの、又いわゆる間接侵略と称する外国の教唆又は干渉によるもの、こういうものもあると思ひます。最後には武力による攻撃というやうなものがあると思ひますが、少くとも我が国といひましては、国内的な暴動、内乱、騒擾等につきましてはその規模の如何を問はず、又国内において原因を持つものたる、或いは外国の干渉、教唆によるものとを問はず、できるだけ自国の力を以て処理して行くといふことが当然であらうと思ひます。ごさいまして、そうしたことを目標といたしまして警察予備隊の拡充なり、又海上警備隊の新設といふことを行なつて参つたわけでごさいまして、現在の段階といたしましては、一般の警察力及びこれらの国内治安関係機関の協力によりまして国内における内乱、騒擾、暴

動等は鎮圧できるといふ確信を持つております。

○松原一彦君 今、今回整備を新たに出現しようとしております海上の警備隊、相当の能力を持つものと思ひますが、この海上警備隊は御解釈によれば飽くまで警察でありまして、この警察力を以て公海上の上で漁船が外国から拿捕せらるるといつた場合に抵抗する能力、権力がありましようか。

○国務大臣(大橋武夫君) 政府の船が公海において自国の所屬の船舶に對して警察権を行使するといふことはこれは国内法上可能であらうと存じます。外国の船に對しては警察権を及ぼすといふことは原則的にはないことと存じます。海上警備隊の船舶が漁船の出漁を保護するといふことは、その存在によつてそうした公海における不測の事態を予防するといふことが大きな目的でございまして、今日までの経験に徴しまするといふと、海上保安庁の船舶が現場に出動して保護いたしております場合には、その面前において拿捕その他の不正行為が行われた事例は一回もないという状況でございまして、これらの経験から考えまして同行して行くといふ事実を自国によつて或る程度の目的を達し得ると思ひます。ごさいまして、今まではそうした例はございせんが、将来において、或いは公海において海上保安庁の船が保護しておるにもかかわらず、その面前において不法行為が行われておる場合、そういう場合に如何なる権限を持つたろうかといふことはこれはいろいろ問題があると思ひます。その場合は全く國際公法上、相手国に對して実力を行使する権限といふものはないわけでごさいまして、ただ強いて申しますならば、漁船の側に立つて漁船を保護するといふ立場から必要な行動をとり、相手方が不法行為でありました場合には、これを防止するための必要な措置をとるといふことは、正当防衛として認められる場合があるかと存じます。その範圍においてのみ実力の行使は許される。正当防衛以外の法律上の權限に基いて保安庁所屬の船舶が外国或いは無国籍船舶に對して実力を行使するといふことは考えられないことと存じます。

○松原一彦君 これは國際公法上、軍艦旗を掲げた軍艦でなければ他國の船が日本の船を拿捕する等の行為に對する抵抗はできないといふことになつておられますので、治安の維持という面から見ましても、私は不可能であらうと思ひます。私は理想主義を堅持して再軍備に對してはできる限り否認するものでありますけれども、現実の情勢から申すといふと、軍隊なくして治安の維持ができるかといふことと存じます。さつきからのお話を聞いておつても、この憲法の下であなたがたは非常な無理をしておいでになる。憲法の成立當時とは全然状態が違つておるこの際、あの當時に作つた憲法の枠の中であつた非常な無理をしておいでになることが歴々としてわかるのであります。これは三好君は今日冷然たる論理的な態度でやつたのであります。これを掘下げて行けば必ず議論になるので、とにかくあなたがたの立場は治安の維持、治安の維持は軍隊でない、こういうような結論になる

と思ひますが、先般山本五十六氏の伝記を読んでおられますと、山本五十六連合艦隊司令長官が真珠灣に進発する際に各司令官を集めて言つておる言葉に「こゝろに言葉があるが、今諸君はこゝろを命を受けて進発するが、併し来栖、野村等の大使がアメリカでまだ交渉中である、今夜にもこの交渉が成立するかも知れない、成立した場合にはすぐに無電で呼返すから戻つて来い、こゝろに言つたことに對して各司令官が非常に憤慨して矢は弦を離れた、今更さういふことはできない、さういふ無理な命令には我々は服従する」といふことと非常にいきり立つたときに、山本司令長官が声を勵まして國家が百年兵を養ふゆゑのものは一國の治安を維持するためである、國の安全を守るためである、戦は目的ではない、さういふものは即座に辞表を出せと勵声叱咤せられた。一体軍隊そのものが侵略のためのものじゃないと私は思ふ。アメリカが歴史上無比なあんな大きな軍備を今いたしておる、あれは果してアメリカが侵略のためであるか、国内治安の維持のためであるか、自國保持のためであるか。ただ軍隊を持つことは日本の軍隊の発生は歴史から見ましても実は鎮台であつたのであります。明治維新以後は鎮台、九州鎮台、即ち鎮本の鎮台、大阪の鎮台、それは當時の国内治安の維持であつたのであります。大陸侵略を目標として作つた軍隊ではなかつたのであります。ただそれが鎮台が大きくなつてだんだん整備しますといふと、よし一戦やつてやうかといふところに非常な危険が出た。さういふ言ふと腕をまくるところに軍隊の持つ危険性があるのであつ

て、軍隊そのものの本来の目的は私に國の安全の維持以外に何ものもないと思ひます。侵略を予想する軍隊などは現代にあり得るはずはないと思ひます。さういふところに再軍備論のいろいろ是非もあるものであります。大橋さんは御承知の通りに、私もこの憲法制定の當時に衆議院におつてこの憲法を制定した責任者であります。この當時には実は頗る淺慮で今日あるを予想しなかつた。而もこの憲法はアメリカと日本との合意と言ふか、非常な占領治下におけるところの自由意思のない下でこの條約を、行政協定を設け、さうして今アメリカの希望によつて日本が自衛力を漸増しなければならぬといふ矛盾の立場に迫られるところに我々の少なからざる不満があるのです。國民感情においてこれがあることは御承知であらうと思ひます。それならばこれは憲法を改訂して然る後に、おや、なるべきものじゃないのか。かやうな、さつき三好君が前提として上げられましたように、嚴然たる基本的な、國法の基本である憲法といふものを曲解しながら無理にこれを、いろいろなさつきからのお話を聞いておると如何にも苦しいのです。もう明瞭に苦しい。無理な言い訳をしなからあの憲法の趣旨とは根本的に違つた行動をとらねばならぬことになつておるところに私は日本の現実情勢があると思ひます。併しこの憲法の改訂は吉田さんにはできないことです。吉田首相が提案し、吉田首相がこれを議決する責任を持つた憲法だから、この吉田首相が提案せられて非常に誇りにせられた平和憲法の下で今軍隊にまで発展しなけれ

は国家から冷遇視され、その生活の窮状はその極に達しているから、平和條約の発効に伴い、すみやかに現在政府または国会が審議している増加恩給、傷い年金、扶助料等の一時的特例を解除し、現行恩給法の條項に則り恩給を給付せられるとともに、條約発効時機にさかのぼり支給せられるよう配慮せられたいとの請願。

第二三三六号 昭和二十七年五月十七日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願
請願者 富山市神通町八六二
森田範正外二千八百二十三名

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三八六号 昭和二十七年五月二十日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願
請願者 埼玉県児玉郡東兒玉村
大字関四一五 遠藤孫次外二名

紹介議員 赤松 常子君

この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二四一〇号 昭和二十七年五月二十一日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願
(一通)
請願者 佐賀県三養基郡三川村
石橋市次外百九十九名

紹介議員 大隈 信幸君

この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二四三〇号 昭和二十七年五月二十三日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願
請願者 千葉県船橋市本町四ノ一、五四一 本多武男
外五十六名

紹介議員 片岡 文重君

この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二四三一〇号 昭和二十七年五月二十三日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願
請願者 石川県金沢市泉旭町二ノ一三 長瀬武平外三百七十七名

紹介議員 林屋龜次郎君

この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二四四一〇号 昭和二十七年五月二十三日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願
請願者 富山市神通町八六二
森田範正外九百三名

紹介議員 竹下 豊次君

この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二四四七〇号 昭和二十七年五月二十三日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願
(一通)
請願者 和歌山市元町奉行一ノ二ノ四 角谷武雄外二百五十四名

紹介議員 徳川 頼貞君

この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二四五三〇号 昭和二十七年五月二十四日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願
請願者 鹿児島市田上町五五種子田重徳外九百三十九名

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二五〇二〇号 昭和二十七年五月二十六日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願
請願者 山形市小白川町一〇三 江口時次郎外五百五十二名

紹介議員 泉山 三六君

この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三三七〇号 昭和二十七年五月十七日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願
請願者 富山市田刈屋五二 沼初太郎外十七名

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三三八〇号 昭和二十七年五月十九日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願
請願者 東京都杉並区清水町一五 瀬能興一外二十三名

紹介議員 大隈 信幸君

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

第二三六八〇号 昭和二十七年五月十九日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願
請願者 東京都江戸川区小岩町五ノ一六七 中川金蔵
外九十九名

紹介議員 横尾 龍君

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

第二三七三〇号 昭和二十七年五月二十日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願
請願者 高知市八軒町高知県恩給権擁護連盟内 山岡重厚外四百十四名

紹介議員 竹下 豊次君

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

第二三七六〇号 昭和二十七年五月二十日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願
(五通)
請願者 東京都杉並区和田本町一、〇二二 高橋為一郎外五十二名

紹介議員 中川 以良君

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

第二三八一〇号 昭和二十七年五月二十日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願
請願者 岡山県御津郡宇甘西村大字虎倉一、四七九ノ一 小林弥四郎外二十三名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

第二三八五〇号 昭和二十七年五月二十日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願
請願者 東京都杉並区西高井戸一ノ一二 国分智也
外五名

紹介議員 赤松 常子君

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

第二四〇二〇号 昭和二十七年五月二十一日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願
(一通)
請願者 愛媛県温泉郡石井村大字和泉八〇〇 矢野清久外七十二名

紹介議員 竹下 豊次君

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

第二四〇六〇号 昭和二十七年五月二十一日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願
請願者 群馬県高崎市諸地町四二 野口俊太郎外八千二百二十名

紹介議員 境野 清雄君

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

第二四一一〇号 昭和二十七年五月二十一日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願
請願者 岡山市花畑一七二 高山勝太

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

第二四二二号 昭和二十七年五月二十一日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願(二通)

請願者 福岡市浪人谷四四 加藤友久外百十一名

紹介議員 團 伊能君

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

第二四二〇号 昭和二十七年五月二十二日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

請願者 大分県速見郡大神村大字大神五、二二六 柴田吉二外十五名

紹介議員 岩男 仁藏君

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

第二四四二号 昭和二十七年五月二十三日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

請願者 京都府宇治市五ヶ庄三番割 東榮治外四十二名

紹介議員 竹下 豊次君

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

第二四四六号 昭和二十七年五月二十三日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都澁谷区稲田一ノ一 青山アベート第八号館内 阿部真龍外十一名

紹介議員 鈴木 恭一君

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

第二四七五号 昭和二十七年五月二十六日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願(七通)

請願者 福井市江戸下町五三 山口良明外六十九名

紹介議員 池田七郎兵衛君

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

第二四八〇号 昭和二十七年五月二十六日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

請願者 福井県坂井郡三國町今新九 森孝英外十一名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

第二四九一号 昭和二十七年五月二十六日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願(三通)

請願者 北海道札幌市南七條西一七ノ一、三三三 三坂隆精外千八百九十一名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

第二五〇四号 昭和二十七年五月二十六日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願

請願者 福井県坂井郡丸岡町八幡八ノ一 友影宇太郎外五名

紹介議員 楠瀬 常務君

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

第二五八六号 昭和二十七年五月二十七日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願(二通)

請願者 新潟県新発田市外ヶ輪 裏三三二 島省三外九百四十五名

紹介議員 北村 一男君

この請願の趣旨は、第二三三七号と同じである。

第二三四六号 昭和二十七年五月十七日受理

元樺太郵便局長の恩給受給に関する請願

請願者 北海道網走郡津別町緑町 清水雅一郎

紹介議員 石坂 豊二君

元樺太特定郵便局長は、終身官でしかも世襲制度であつたため、局舎敷地はもとより一部器具も自井で業務を遂行してきたが、終戦によつて抑留等の辛さを經て内地に帰還している。しかるに折角の恩給法改正も元樺太を恩給法の受給圏外に置かれていたため種々の不合理があるから、この点について恩給法を是正せられたいとの請願。

第二三三四号 昭和二十七年五月二十日受理

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案の一部修正の請願

請願者 山梨県甲府市愛宕町一 二七 秋山豊平外三十名

紹介議員 竹下 豊次君

恩給(扶助料とも)裁定済の者ならびに

未裁定者中老齢、病弱等のため最低生活不能の者に對しては緊急措置として即時支給を開始するよう、恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案の一部を修正せられたいとの請願。

第二三七五号 昭和二十七年五月二十日受理

人権擁護局存置に関する請願

請願者 東京都世田谷区世田谷五ノ二、九六五 山口貞昌外八名

紹介議員 伊藤 修君 左藤 義詮君 長谷山行教君 中山 福藏君 羽仁 五郎君 吉田 法晴君 岡部 常君

人権擁護の現制度は「ボツダム宣言」に由來し、民主化の基調として創設されたものであるが、檢察、警察、裁判所、刑務所、税務所等において人権侵害事件の発生することが多く、その発生類型が団体および個人の活動のあらゆる分野にわたつてゐるので、これ等を適切に調査処理するには現在の人権擁護局の組織と機構は弱体であるから、今回の行政機構改革に當り人権擁護局の存続とその拡大強化につき善処せられたいとの請願。

第二三八三三号 昭和二十七年五月二十日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願(八通)

請願者 大分県直入郡下竹田村 河野勝外九名

紹介議員 上條 愛一君

元軍関係公務員の恩給を、講和発効と同時に復活支給されたいとの請願。

第二三八四号 昭和二十七年五月二十日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願(七通)

請願者 大分県直入郡入田村 伊藤清馬外六名

紹介議員 赤松 常子君

この請願の趣旨は、第二三八三三号と同じである。

第二四三六号 昭和二十七年五月二十三日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願

請願者 鹿児島市鴨池町四四九 伊木壯五郎外一万二千三百二名

紹介議員 前之園喜一郎君

犯罪事件の発生することが多く、その発生類型が団体および個人の活動のあらゆる分野にわたつてゐるので、これ等を適切に調査処理するには現在の人権擁護局の組織と機構は弱体であるから、今回の行政機構改革に當り人権擁護局の存続とその拡大強化につき善処せられたいとの請願。

第二三八三三号 昭和二十七年五月二十日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願(八通)

請願者 大分県直入郡下竹田村 河野勝外九名

紹介議員 上條 愛一君

元軍関係公務員の恩給を、講和発効と同時に復活支給されたいとの請願。

第二三八四号 昭和二十七年五月二十日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願(七通)

請願者 大分県直入郡入田村 伊藤清馬外六名

紹介議員 赤松 常子君

この請願の趣旨は、第二三八三三号と同じである。

第二四三六号 昭和二十七年五月二十三日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願

請願者 鹿児島市鴨池町四四九 伊木壯五郎外一万二千三百二名

紹介議員 前之園喜一郎君

この請願の趣旨は、第二三八三三号と同じである。

第二三八三三号 昭和二十七年五月二十日受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する請願

請願者 鹿児島市鴨池町四四九 伊木壯五郎外一万二千三百二名

紹介議員 前之園喜一郎君

第二四五六号 昭和二十七年五月二十四日受理
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
請願者 鹿兒島市西田町四九
川越守二外一万二千三百二名
紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第二三八三号と同じである。

第二四七七号 昭和二十七年五月二十六日受理
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
請願者 福島県信夫郡野田村大字下野寺字六本松二
佐藤保吉外二百四名
栗栖 越夫君
紹介議員 栗栖 越夫君
この請願の趣旨は、第二三八三号と同じである。

第二四八一号 昭和二十七年五月二十六日受理
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
請願者 大分県大野郡牧口村軍人恩給復活期成連盟牧口村支部内 羽田野恒夫外十三名
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第二三八三号と同じである。

第二四八六号 昭和二十七年五月二十六日受理
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
請願者 大分県宇佐郡北馬城村字山 右田二三武外七千四百八十名
紹介議員 三好 始君
この請願の趣旨は、第二三八三号と同じである。

第二四八七号 昭和二十七年五月二十六日受理
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
請願者 京都府宇治市神明宮東四ノ三 岩中勝三外百七名
紹介議員 波多野林一君
この請願の趣旨は、第二四〇〇号と同じである。

第二四八八号 昭和二十七年五月二十六日受理
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
請願者 京都府伏見区深草大亀谷西寺町三九 芝貞二外五十一名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二四〇〇号と同じである。

第二四八九号 昭和二十七年五月二十六日受理
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
請願者 京都府伏見区新町九ノ三九五 秋山治郎外三名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二四〇〇号と同じである。

第二四九〇号 昭和二十七年五月二十六日受理
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
請願者 京都府伏見区新町九ノ三九五 秋山治郎外三名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二四〇〇号と同じである。

第二四九一号 昭和二十七年五月二十六日受理
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
請願者 京都府伏見区新町九ノ三九五 秋山治郎外三名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二四〇〇号と同じである。

第二四九二号 昭和二十七年五月二十六日受理
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
請願者 京都府伏見区新町九ノ三九五 秋山治郎外三名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二四〇〇号と同じである。

第二四九三号 昭和二十七年五月二十六日受理
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願
請願者 京都府伏見区新町九ノ三九五 秋山治郎外三名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二四〇〇号と同じである。

元軍人恩給復活に関する請願
請願者 愛媛県伊予郡北山崎村大字中村二二七 稻田只夫外十一名
紹介議員 竹下 豊次君
元軍人は恩給を停止されて、以来六箇年間民主主義を旨として、その政策に服従してきたのであるが、年月の経過とともに生活の実現は窮乏の深刻さを加え、いかんともし難い実情にあるから、国家独立自主権の回復を機に元軍人の恩給を復活せられたいとの請願。

第二四三七号 昭和二十七年五月二十三日受理
元軍人恩給復活に関する請願
請願者 広島県福山市東町六六一 杉浦全三外五百六名
紹介議員 竹下 豊次君
この請願の趣旨は、第二四〇〇号と同じである。

第二四四〇号 昭和二十七年五月二十四日受理
元軍人恩給復活に関する請願(七通)
請願者 京都府宇治市神明宮東四ノ三 岩中勝三外百七名
紹介議員 波多野林一君
この請願の趣旨は、第二四〇〇号と同じである。

第二四四一号 昭和二十七年五月二十四日受理
元軍人恩給復活に関する請願(五通)
請願者 京都府伏見区深草大亀谷西寺町三九 芝貞二外五十一名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二四〇〇号と同じである。

第二四四二号 昭和二十七年五月二十四日受理
元軍人恩給復活に関する請願(五通)
請願者 京都府伏見区新町九ノ三九五 秋山治郎外三名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二四〇〇号と同じである。

第二四四三号 昭和二十七年五月二十四日受理
元軍人恩給復活に関する請願(五通)
請願者 京都府伏見区新町九ノ三九五 秋山治郎外三名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二四〇〇号と同じである。

第二四四四号 昭和二十七年五月二十四日受理
元軍人恩給復活に関する請願(五通)
請願者 京都府伏見区新町九ノ三九五 秋山治郎外三名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二四〇〇号と同じである。

第二四四五号 昭和二十七年五月二十四日受理
元軍人恩給復活に関する請願(五通)
請願者 京都府伏見区新町九ノ三九五 秋山治郎外三名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二四〇〇号と同じである。

第二四四六号 昭和二十七年五月二十四日受理
元軍人恩給復活に関する請願(五通)
請願者 京都府伏見区新町九ノ三九五 秋山治郎外三名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二四〇〇号と同じである。

第二四四七号 昭和二十七年五月二十四日受理
元軍人恩給復活に関する請願(五通)
請願者 京都府伏見区新町九ノ三九五 秋山治郎外三名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二四〇〇号と同じである。

第二四四八号 昭和二十七年五月二十四日受理
元軍人恩給復活に関する請願(五通)
請願者 京都府伏見区新町九ノ三九五 秋山治郎外三名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二四〇〇号と同じである。

紹介議員 波多野林一君
この請願の趣旨は、第二四〇一号と同じである。

第二四七八号 昭和二十七年五月二十六日受理
元軍人老齢者の恩給復活に関する請願
請願者 愛媛県温泉郡久米村大字来住七九七 関家清外二十二名
紹介議員 栗栖 越夫君
この請願の趣旨は、第二四〇一号と同じである。

第二四八八号 昭和二十七年五月二十六日受理
元軍人老齢者の恩給復活に関する請願
請願者 東京都世田谷区三軒茶屋町二二四 前田正実外二百六十九名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二四〇一号と同じである。

第二四八九号 昭和二十七年五月二十一日受理
元軍人老齢者等の恩給復活に関する請願(二通)
請願者 佐賀市赤松町九三 文平外三百八十一名
紹介議員 大隈 信幸君
老齢元軍人の恩給ならびに同遺族の扶助料の復活を図られたいとの請願。

第二四九〇号 昭和二十七年五月二十一日受理
元軍人老齢者等の恩給復活に関する請願(五通)
請願者 佐賀市赤松町九三 文平外三百八十一名
紹介議員 大隈 信幸君
老齢元軍人の恩給ならびに同遺族の扶助料の復活を図られたいとの請願。

第二四九一号 昭和二十七年五月二十一日受理
元軍人老齢者等の恩給復活に関する請願(五通)
請願者 佐賀市赤松町九三 文平外三百八十一名
紹介議員 大隈 信幸君
老齢元軍人の恩給ならびに同遺族の扶助料の復活を図られたいとの請願。

第二四九二号 昭和二十七年五月二十一日受理
元軍人老齢者等の恩給復活に関する請願(五通)
請願者 佐賀市赤松町九三 文平外三百八十一名
紹介議員 大隈 信幸君
老齢元軍人の恩給ならびに同遺族の扶助料の復活を図られたいとの請願。

第二四九三号 昭和二十七年五月二十一日受理
元軍人老齢者等の恩給復活に関する請願(五通)
請願者 佐賀市赤松町九三 文平外三百八十一名
紹介議員 大隈 信幸君
老齢元軍人の恩給ならびに同遺族の扶助料の復活を図られたいとの請願。

第二四九四号 昭和二十七年五月二十一日受理
元軍人老齢者等の恩給復活に関する請願(五通)
請願者 佐賀市赤松町九三 文平外三百八十一名
紹介議員 大隈 信幸君
老齢元軍人の恩給ならびに同遺族の扶助料の復活を図られたいとの請願。

第二四九五号 昭和二十七年五月二十一日受理
元軍人老齢者等の恩給復活に関する請願(五通)
請願者 佐賀市赤松町九三 文平外三百八十一名
紹介議員 大隈 信幸君
老齢元軍人の恩給ならびに同遺族の扶助料の復活を図られたいとの請願。

第二四九六号 昭和二十七年五月二十一日受理
元軍人老齢者等の恩給復活に関する請願(五通)
請願者 佐賀市赤松町九三 文平外三百八十一名
紹介議員 大隈 信幸君
老齢元軍人の恩給ならびに同遺族の扶助料の復活を図られたいとの請願。

請願者 和歌山県新宮市新宮三
九八ノ一〇 和田幸雄

紹介議員 徳川 頼貞君

この請願の趣旨は、第二四〇九号と同じである。

第二四三九号 昭和二十七年五月二
十三日受理

元軍人老齢者等の恩給復活に関する請
願

請願者 埼玉県熊谷市三、五〇
四 中島政光外千三百
四名

紹介議員 竹下 豊次君

この請願の趣旨は、第二四〇九号と同
じである。

第二四四〇号 昭和二十七年五月二
十三日受理

元軍人老齢者等の恩給復活に関する請
願

請願者 埼玉県行田市大字持田
第五、八五二 長島喜
彬外千四百十二名

紹介議員 上原 正吉君 竹下
豊次君

この請願の趣旨は、第二四〇九号と同
じである。

第二四四五号 昭和二十七年五月二
十三日受理

元軍人老齢者等の恩給復活に関する請
願

請願者 埼玉県浦和市高砂町五
ノ一三三 近藤豊外百
六十五名

紹介議員 竹下 豊次君

この請願の趣旨は、第二四〇九号と同
じである。

第二四四八号 昭和二十七年五月二
十三日受理

元軍人老齢者等の恩給復活に関する請
願

請願者 広島県福山市山手町
三、四六七 門田マツ
外百三十二名

紹介議員 竹下 豊次君

この請願の趣旨は、第二四〇九号と同
じである。

第二四三八号 昭和二十七年五月二
十三日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 埼玉県秩父市大字大宮
九九五 平野松三郎外
三百四十九名

紹介議員 竹下 豊次君

平和條約の発効を機会に元軍人および
未亡人に対する恩給または、扶助料を
ただちに支給されるよう措置せられた
ことの請願。

第二四四四号 昭和二十七年五月二
十三日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願

請願者 埼玉県秩父市大字大宮
一、六五二 久保寅一
外二百四名

紹介議員 竹下 豊次君

この請願の趣旨は、第二四三八号と同
じである。

第二四四三号 昭和二十七年五月二
十三日受理

兵庫県篠山町に警察予備隊設置反対の
請願

請願者 兵庫県多紀郡篠山町
北新町 河合静子外一
万六千三百八十一名

紹介議員 高田なほ子君

さきに篠山町当局より警察予備隊誘致
の陳情請願をしたよしであるが、予定
目標地の旧部隊跡は既に農科大学農業
高等学校が郡の多大の犠牲によつて設
立されており、予備隊の誘致は広大な
農地および実習農場がつぶされる虞が
あるから、郡民一同は警察予備隊の設
置に絶対反対するとの請願。

第二四七六号 昭和二十七年五月二
十六日受理

軍人遺家族の恩給復活に関する請願
(二通)

請願者 愛媛県温泉郡河野村横
谷 岡本馬太郎外九十
名

紹介議員 栗栖 勉夫君

国家の信義と遺家族の名譽にかけて、
講和條約の発効に伴う日本国の自主権
回復を機に、恩給法の特例に関する件
(昭和二十一年勅令第六十八号)を廃止
し、同令によつて恩給を停止、または
制限されている元軍人の遺族に対し、
すみやかに恩給法による恩給を復活せ
られたことの請願。

第二四九〇号 昭和二十七年五月二
十六日受理

軍人遺家族の恩給復活に関する請願

請願者 福井県大野郡大野町七
間二七号二九 九里
太右衛門外百六十八名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第二四七六号と同
じである。

第二四七九号 昭和二十七年五月二
十六日受理

恩給不均衡は正に関する請願

請願者 愛知県東春日井郡小牧
町大字小牧二、三〇
六 近藤泰代外七十四
名

紹介議員 成瀬 静治君

昭和二十三年六月以前に退職した公務
員と七月以降に退職した公務員におい
て、何等條件が異なることがないのに、
現行恩給法による恩給受給額が四十
パーセントから違ふという不均衡があ
るの是不合理であるから、すみやかにこ
の不均衡を是正せられたことの請願。

第二五六三号 昭和二十七年五月二
十七日受理

恩給不均衡は正に関する請願

請願者 鹿児島県日置郡伊作町
中原三、九一一 上原
三夫外五百四十四名

紹介議員 前之園喜一郎君 西郷
吉之助君 島津 忠彦
君 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同
じである。

第二四八九号 昭和二十七年五月二
十六日受理

元軍人軍属の恩給復活に関する請願

請願者 愛媛県越智郡龜山村大
字甲二、五四一 村
上徳太外四十一名

紹介議員 紅露 みつ君

元軍人軍属およびその遺族の恩給権者
は、終戦後恩給を停止されて、以来六
年間あらゆる苦難とたたかいたが、今
日まで生活してきたが、もはや耐乏の
限度にきているから、講和條約の発効
を機会に、これ等元軍人軍属の恩給を
復活せられたことの請願。

第二五〇六号 昭和二十七年五月二
十六日受理

中小企業存置に関する請願(七通)

請願者 山口県光市光商工会議
所会頭 三好要外四十
八名

紹介議員 栗栖 勉夫君

政府は、行政機構改革に伴い、中小企
業を廃止し、これを内局に変更する
方針を樹て、すでに閣議決定を見た由
であるが、大企業と中小企業を同一行
政庁で取扱うことは本質的に無理があ
り、双方の対立を生ずる虞がある。ま
た中小企業は複雑多岐にわたる業態で
あるから、その育成助長には専門的な
調査研究が必要であるから、わが国経
済の中核体である中小企業の振興発展
のため、中小企業を現在通り存置せ
られたことの請願。

第一〇九九号 昭和二十七年五月二
十日受理

金し勳章年金復活に関する陳情

陳情者 山口県吉敷郡秋穂町宇先
晴江四、四〇二 内田龍
三郎

講和発効に伴い、戦犯釈放、恩赦等を
始めとし、戦没者遺家族の援護等諸種の
措置が講ぜられているが、現在生存し
ている七十才以上の金し勳章受給者に
対して、何等の措置も講ぜられていな
いことは、極めて遺憾であるから、金
し勳章受給者に対し、適当な年金制度
を復活せられたことの陳情。

第一一〇〇号 昭和二十七年五月二
十日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する陳情

陳情者 福岡市地行東町一四七

河村武蔵外七十五名

講和條約発効に伴う日本国の自主権回復を機に、恩給法の特例に関する件

(昭和二十一年勅令第六十八号)を廃止

し、同令によつて恩給を停止又は制限された軍人の遺族、傷い軍人および老齡軍人に対する恩給を復活せられたいとの陳情。

第一一〇一号 昭和二十七年五月二十日受理

元軍人老齡者の恩給復活に関する陳情

陳情者 徳島県麻植郡西尾村 阿部 一郎 外百二十二名

講和條約の発効を機会に元軍人に対する恩給を復活し、文官、教職員と同様に支給されたいとの陳情。

第一一〇七号 昭和二十七年五月二十一日受理

軍人遺家族の恩給復活に関する陳情

陳情者 東京都文京区原町一二 岩倉 けん

国家の信義と遺家族の名誉にかけて、講和條約の発効に伴う日本国の自主権回復を機に、恩給法の特例に関する件

(昭和二十一年勅令第六十八号)を廃止し、同令によつて恩給を停止、または制限されている元軍人の遺族に対し、すみやかに恩給法による恩給を復活せられたいとの陳情。

第一一〇八号 昭和二十七年五月二十一日受理

元軍人恩給復活に関する陳情

陳情者 福島県西白河郡関平村 関 和久 穂積 龍雄

元軍人は終戦時において恩給を停止さ

れ、以来年月の経過とともに生活の現実は窮乏の深刻さを加え、いかんともし難い事情であるから、講和條約発効を機に元軍人恩給を復活せられたいとの陳情。

第一一二八号 昭和二十七年五月二十四日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する陳情

陳情者 鹿児島県薩摩郡求名 村 蔵野 篤外五百十二名

憲法ならびに国家公務員法によつても元軍人軍属およびその遺族は、一般公務員およびその遺族と比べて、不平等、不利益の地位に置かれる理由はないのに、元軍人、軍属およびその遺族は国家から冷遇視され、その生活の窮乏はその極に達しているから、平和條約の発効に伴い、すみやかに現在政府または国会が審議している増加恩給、傷い年金、扶助料等の一時的特例を解除し、現行恩給法の條項に則り恩給を給付せられたいとともに、條約発効時機にさかのぼり支給せられるよう配慮せられたいとの陳情。

第一一四〇号 昭和二十七年五月二十六日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する陳情

陳情者 青森県弘前市大字富田字 高田野 四番ノ四号 葛西 慶蔵外二千四百八十九名

この陳情の趣旨は、第一一二八号と同じである。

第一一四一号 昭和二十七年五月二十七日受理

元傷い軍人の恩給復活に関する陳情

陳情者 青森県弘前市大字富田字 高田野 四番ノ四号 葛西 慶蔵外二千四百八十九名

陳情者 青森県北津軽郡五所川原 町字布屋町 阿部 真六 外五十八名

一般文官の公務傷病者に対しては、恩給法第四十六條により普通恩給と増加恩給が支給されているのであるから、元傷い軍人に対しては講和発効と同時に文官同様に普通恩給と増加恩給とを併給せられたいとの陳情。

第一一四二号 昭和二十七年五月二十七日受理

自治庁設置法案修正に関する陳情

陳情者 山形県議會議長 加藤 富之助 外七名

自治庁設置法案によれば地方財政委員会を廃してこれを自治庁に吸収し、自治庁には新たに地方財政審議会が置かれることとなつてゐるが、この審議会は單なる内部の諮問機関的存在にすぎない弱体な機関であるため、平衡交付金の總額の確保および配分、その他の財政事務について適切、公平な処理を期することができないから、地方財政擁護機関としての権威と権限を有する独立の審議機関とするよう自治庁設置法案を修正せられたいとの陳情。

六月五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、南方連絡事務局設置法案

南方連絡事務局設置法案

南方連絡事務局設置法案

(設置)

第一條 左に掲げる地域(以下「南方地域」という。)に関する事務(外務省の所掌に属する事務を除く。)を行ふため、総理府の附屬機関として、南方連絡事務局を置く。

一 北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。)

二 獨島岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島をいう。)

三 沖の島及び南鳥島(所掌事務)

第二條 南方連絡事務局は、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 本邦出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)第二條に規定する本邦をいう。以下同じ。と南方地域との間の渡航に関する事務を行ふこと。

二 南方地域に滞在する日本国民の保護に関する事務を行ふこと。

三 本邦と南方地域にわたる身分關係事項その他の事実について公の証明に関する文書を作成すること。

四 本邦と南方地域との間において解決を要する事項を調査し、連絡し、あつ旋し、及び処理すること。

五 本邦と南方地域との間の貿易、文化の交流その他南方地域に関する事務に關し、關係行政機關の事務の總合調整及び推進を図ること。

(位置及び内部組織)

第三條 南方連絡事務局は、東京都に置く。

第二條 南方連絡事務局の内部組織は、總理府令で定める。

(南方連絡事務局の長)

第四條 南方連絡事務局に、局長その他必要の職員を置く。

局長は、内閣總理大臣の命を受け、局長を掌理する。

(日本政府南方連絡事務所)

第五條 南方地域において左の各号に掲げる事務を行わせるため、南方連絡事務局に、日本政府南方連絡事務所(以下「南方連絡事務所」という。)を置く。

一 管轄区域におけるアメリカ合衆国の政府機関との連絡を行ふこと。

二 第二條第一号から第四号までに掲げる事務を行ふこと。

三 本邦と管轄区域との間の貿易に關する事務を行ふこと。

四 本邦の管轄区域との間の文化の交流に關する事務を行ふこと。

五 南方連絡事務所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

二 南方連絡事務所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

三 特別の必要がある場合において、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、前項に規定するものの外、南方連絡事務所を増設することができる。

四 南方連絡事務所の所掌事務を分掌させるため、南方連絡事務所に出張所を置くことができる。

五 南方連絡事務局の所掌事務を分掌させるため、南方連絡事務所に出張所を置くことができる。

名	称	位	置	管	轄	区	域
那覇	日本政府南方連絡事務所	沖繩島	那覇	第一條第一号に掲げる地域			

5 出張所の名称、位置及び管轄区域は、総理府令で定める。
第六條 南方連絡事務局に、所長を置く。

2 所長は、南方連絡事務局局長の命を受け、所務を掌理する。

3 前項の規定にかかわらず、前條第一項第二号から第四号までに掲げる事務（同條第一項第二号に掲げる事務については、第二條第一号に掲げる事務を除く。）については、その事務を管理する主任の大臣は、所長を指揮監督することができ、この場合において、主任の大臣は、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第七條 南方連絡事務局に置かれる職員（以下「職員」という。）には、俸給、扶養手当及び年末手当の外、在動手当を支給する。

2 職員に対して支給する在動手当の支給額は、職員がその体面を維持し、且つ、その職務と責任に応じて能率を充分発揮することができ、さらに南方連絡事務局の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3 在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二條第三項及び第四項、第三條、第四條、第十條（第三項を除く。）並びに第二十一條第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当及び年末手当並びに在動手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは

「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、「在動俸及び加俸」とあり、又は「在動俸」とあるのは「在動手当」と、第四條第一項中「特別職の職員の給與に関する法律第八條並びに一般職の職員の給與に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給與に関する法律」と、第十條第二項中「外国」とあるのは「日本政府南方連絡事務局の所在地」と、同條第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十條中「国立世論調査所」を「国立世論調査所
南方連絡事務局」に改める。

第十四條の次に次の一條を加える。

（南方連絡事務局）

第十四條の二 南方連絡事務局は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）、燐瑤岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島をいう。）並びに沖の島及び南島島に関する事務（外務省の所掌に属する事務を除く。）を行う機関とする。

2 南方連絡事務局の組織及び所掌事務については、南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律

第 号）の定めるところによる。

3 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表総理府の項中「本府一、八三九人」を「一、本府一、八三九人」に、「一、計一六六、二〇九人」を「一、計一六六、二〇九人」に、同表外務省の項中「一、五八七人」を「一、五八一人」に、同表合計の項中「六八八、四六〇人」を「六八八、四八一人」に改める。

4 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「北緯二十九度以南の南西諸島その他特に外務大臣が定める地域」を「北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）、燐瑤岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島をいう。）並びに沖の島及び南島島」に改める。